

鎌倉市開発事業に関する技術的細目の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市開発事業に関する技術的細目 平成15年3月3日告示第222号</p>	<p>○鎌倉市開発事業に関する技術的細目 平成15年3月3日告示第222号</p>
<p>改正</p> <p>平成20年6月20日告示第109号 平成20年10月16日告示第223号 平成20年10月30日告示第231号 平成24年3月30日告示第298号 平成26年10月6日告示第164号 令和3年6月29日告示第92号</p>	<p>改正</p> <p>平成20年6月20日告示第109号 平成20年10月16日告示第223号 平成20年10月30日告示第231号 平成24年3月30日告示第298号 平成26年10月6日告示第164号 令和3年6月29日告示第92号</p>
<p>鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成15年2月規則第18号）の規定に基づき、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）を実施するため、鎌倉市開発事業に関する技術的細目を次のように定める。</p>	<p>鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成15年2月規則第18号）の規定に基づき、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）を実施するため、鎌倉市開発事業に関する技術的細目を次のように定める。</p>
<p>鎌倉市開発事業に関する技術的細目 （車いす使用者の自動車駐車場の区画）</p>	<p>鎌倉市開発事業に関する技術的細目 （車いす使用者の自動車駐車場の区画）</p>
<p>第1条 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成15年2月規則第18号。以下「規則」という。）第22条第2項の車いす使用者のための自動車駐車場の区画の規模及び表示は、第1図に示すところによることを標準とする。</p>	<p>第1条 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成15年2月規則第18号。以下「規則」という。）第22条第2項の車いす使用者のための自動車駐車場の区画の規模及び表示は、第1図に示すところによることを標準とする。</p>
<p><u>（道路）</u> 第2条 規則第29条第2号及び第3号の自動車の転回広場の規模及び形状は、第2図に示すところによることを原則とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>2 規則第29条の2第1項第1号の隅切りは、当該角地の隅角をはさむ辺を同じ長さとし、別表第1に定める数値以上の長さを確保したものとする。ただし、敷地の形状等により道路の両側に隅切りを設けることが困難である場合は、第3図に示すところにより道路の片側に設けるものとする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>3 <u>規則第29条の2第1項第3号の舗装構成は、第4図に示すところによるほか、公益社団法人日本道路協会が定める舗装設計施工指針、舗装設計便覧等によることを標準とする。</u></p> <p>4 <u>規則第29条の2第1項第5号の規定により道路に設ける排水施設の種類及びその規模、構造等は、第5図に示すところによることを標準とする。</u></p> <p>5 <u>規則第29条の2第1項第6号の道路とその隣接地との境界を明確にする措置は、第6図に示すところを標準とする地先境界ブロックを設けることを原則とする。</u> <u>(公園、緑地等)</u></p> <p>第3条 <u>規則第30条第1号の規定による公園の施設の整備は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>広場</u> <u>広場の舗装にあつては、第7図に示すところによることを標準とすること。</u></p> <p>(2) <u>修景施設</u> <u>ア 公園の区域の面積の30パーセント以上の面積を有する植栽ますを設け、適切な緑化をすること。</u> <u>イ 植栽地においては厚さ30センチメートル以上の土壌改良を行うこと。</u> <u>ウ 植栽した樹木を表示するための標準として縦10センチメートル、横15センチメートルの樹名板を設置すること。</u></p> <p>(3) <u>休養施設</u> <u>ベンチ、野外卓その他これらに類するものを2基以上設置すること。</u></p> <p>(4) <u>遊戯施設</u> <u>原則として、ぶらんこ、すべり台、シーソーその他これらに類するものを当該公園の面積が300平方メートル未満の場合は2基以上、300平方メートル以上の場合は3基以上設置すること。</u></p>	

改正前

改正後

(5) 便益施設

手洗い機能の付いた水飲み場にあつては、当該公園の規模、形状等を勘案して適切な数のものを設置すること。

(6) 管理施設

ア 危険防止及び管理区域の明確化のための柵及び擁壁等を公園敷地境界の必要な場所に設置すること。ただし、原則として高さが3メートルを超える擁壁は設置しないこととし、公園の敷地には、上法面は含まないようにすること。

イ 公園の出入り口は、原則として2箇所以上設け、主たる出入り口には車止め及び第8図に示す園名板を設置すること。

ウ 標識は、当該公園の規模、形状等を勘案して適切な数の制札板を設置すること。

エ 照明施設は、自動点滅装置及び手動の切替スイッチにより作動する蛍光水銀灯とすること。

オ 照明施設の電力の引込みは引込み柱により受け、そこに制御盤を置き、配線はハンドホールを設け地中配線とし、次の表に定めるところより配置すること（公園灯が1灯の場合を除く。）。

<u>公園面積</u>	<u>配置基準</u>
<u>500平方メートル未満</u>	<u>100ワットのもの1灯</u>
<u>500平方メートル以上</u>	<u>100ワットのもの2灯又は200ワットのもの</u>
<u>1,500平方メートル未満</u>	<u>1灯</u>
<u>1,500平方メートル以上</u>	<u>照明半径20m当たり1灯の割合で200ワットのもの2灯以上</u>

カ 排水施設は、計画雨水量を算定し、排水先は河川、公共下水道その他公共の用に供する排水施設に接続すること。

キ 排水管の最小管径は150ミリメートルとし、材質は遠心力鉄筋コンクリート管又は硬質塩化ビニール管（VP管に限る。）とすること。

2 規則第30条第2号の規定による緑地の施設の整備は、次に定めるところ

改正前

改正後

により行うものとする。

(1) 緑地とその隣接地との境界に管理区域を明確化するための柵等を設けること。

(2) 出入り口に門扉を設けること。

(3) 計画雨水量を算定し、緑地からその周辺の土地に雨水、湧水等が流れ込まないようにするための排水施設を設け、これを当該緑地外の河川、公共下水道その他公共の用に供する排水施設に接続すること。

(4) 緑地の機能を確保するための樹木の伐採、枝下ろし、倒木の処理その他の必要な措置を行うこと。

(5) 原則として緑地は既存樹林地その他の自然地により確保するものとし、道路及び宅地等の保護地並びに造成法面に植樹した土地は含まないこと。

(6) 緑地内にはベンチや散策路を設置することができる。

(排水施設等)

第4条 規則第31条第1項第6号の管きよ流量の算定基準、管きよの構造等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管きよ流量の算定基準は、次に定めるところによること。

ア 管きよ流量の算定における粗度係数は、次の表に掲げる数値とすること。

管きよ等の種別	粗度係数
硬質塩化ビニール管	0.01
遠心力鉄筋コンクリート管	0.013
現場打鉄筋コンクリート管きよ	0.013
石積み水路（コンクリートブロック）	0.02
石積み水路（自然石）	0.025

イ 管きよの計画下水量に対する流速は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める速度を標準とすること。

(ア) 汚水管きよ 毎秒0.6メートル以上3.0メートル以下

(排水施設等)

第2条 規則第31条第1項第6号の管きよ流量の算定基準、管きよの構造等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 管きよ流量の算定基準は、次に定めるところによること。

ア 管きよ流量の算定における粗度係数は、次の表に掲げる数値とすること。

管きよ等の種別	粗度係数
硬質塩化ビニール管	0.01
遠心力鉄筋コンクリート管	0.013
現場打鉄筋コンクリート管きよ	0.013
石積み水路（コンクリートブロック）	0.02
石積み水路（自然石）	0.025

イ 管きよの計画下水量に対する流速は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める速度を標準とすること。

(ア) 汚水管きよ 毎秒0.6メートル以上3.0メートル以下

改正前

改正後

- (イ) 雨水管きよ 毎秒0.8メートル以上3.0メートル以下
- (2) 管きよの種類及び断面形状等は、次に定めるところによること。
- ア 管きよの種類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (ア) 汚水管（本管及び取付管に限る。） 原則として硬質塩化ビニール管
- (イ) 雨水管 遠心力鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニール管又はボックスカルバート（その他のものを使用することを市長が認めたときを除く。）
- イ 本管の管径は、原則として汚水管にあつては200ミリメートル以上、雨水管にあつては250ミリメートル以上とすること。
- ウ 汚水管きよの余裕は、原則として100パーセントとすること。
- (3) 管きよは、路面荷重、路盤厚、埋設物の関係等の道路占用条件を勘案し、土被りを施す等の適切な保護をすること。
- (4) 管きよの接合は、管頂接合（地表面が急勾配である等の場合は、管経の変化の有無にかかわらず、地表勾配に応じ段差接合又は階段接合）とすること。
- (5) 管きよにその種類及び土質等に応じた基礎を設けること。
- (6) 人孔を次に定めるところにより設けること。
- ア 配置は、次のとおりとすること。
- (ア) 管きよの方向、勾配若しくは管径の変化する地点又は合流する地点に設置すること。
- (イ) 直線部における間隔は、次の表の管径の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとすること。

管径	間隔
1,650ミリメートル以下	200メートル以下
1,500ミリメートル以下	150メートル以下
1,000ミリメートル以下	100メートル以下

- (イ) 雨水管きよ 毎秒0.8メートル以上3.0メートル以下
- (2) 管きよの種類及び断面形状等は、次に定めるところによること。
- ア 管きよの種類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (ア) 汚水管（本管及び取付管に限る。） 原則として硬質塩化ビニール管
- (イ) 雨水管 遠心力鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニール管又はボックスカルバート（その他のものを使用することを市長が認めたときを除く。）
- イ 本管の管径は、原則として汚水管にあつては200ミリメートル以上、雨水管にあつては250ミリメートル以上とすること。
- ウ 汚水管きよの余裕は、原則として100パーセントとすること。
- (3) 管きよは、路面荷重、路盤厚、埋設物の関係等の道路占用条件を勘案し、土被りを施す等の適切な保護をすること。
- (4) 管きよの接合は、管頂接合（地表面が急勾配である等の場合は、管経の変化の有無にかかわらず、地表勾配に応じ段差接合又は階段接合）とすること。
- (5) 管きよにその種類及び土質等に応じた基礎を設けること。
- (6) 人孔を次に定めるところにより設けること。
- ア 配置は、次のとおりとすること。
- (ア) 管きよの方向、勾配若しくは管径の変化する地点又は合流する地点に設置すること。
- (イ) 直線部における間隔は、次の表の管径の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとすること。

管径	間隔
1,650ミリメートル以下	200メートル以下
1,500ミリメートル以下	150メートル以下
1,000ミリメートル以下	100メートル以下

改正前		改正後																	
600ミリメートル以下	75メートル以下	600ミリメートル以下	75メートル以下																
<p>(ウ) 汚水管きよの段差は、10センチメートル以内を原則とし、60センチメートルを超える場合は、副管付人孔を設けることにより対応することができる。</p> <p>(エ) 副管付人孔を設ける場合の副管の内径は、次の表の本管の内径の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとすること。</p>		<p>(ウ) 汚水管きよの段差は、10センチメートル以内を原則とし、60センチメートルを超える場合は、副管付人孔を設けることにより対応することができる。</p> <p>(エ) 副管付人孔を設ける場合の副管の内径は、次の表の本管の内径の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとすること。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>本管の内径</th> <th>副管の内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200ミリメートル</td> <td>150ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>250ミリメートル以上400ミリメートル以下</td> <td>200ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>450ミリメートル</td> <td>250ミリメートル</td> </tr> </tbody> </table>		本管の内径	副管の内径	200ミリメートル	150ミリメートル	250ミリメートル以上400ミリメートル以下	200ミリメートル	450ミリメートル	250ミリメートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本管の内径</th> <th>副管の内径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200ミリメートル</td> <td>150ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>250ミリメートル以上400ミリメートル以下</td> <td>200ミリメートル</td> </tr> <tr> <td>450ミリメートル</td> <td>250ミリメートル</td> </tr> </tbody> </table>		本管の内径	副管の内径	200ミリメートル	150ミリメートル	250ミリメートル以上400ミリメートル以下	200ミリメートル	450ミリメートル	250ミリメートル
本管の内径	副管の内径																		
200ミリメートル	150ミリメートル																		
250ミリメートル以上400ミリメートル以下	200ミリメートル																		
450ミリメートル	250ミリメートル																		
本管の内径	副管の内径																		
200ミリメートル	150ミリメートル																		
250ミリメートル以上400ミリメートル以下	200ミリメートル																		
450ミリメートル	250ミリメートル																		
<p>イ 構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 人孔蓋は、原則として内径が600ミリメートルで別に定める仕様のものでとすること。</p> <p>(イ) 足掛け金物は、30センチメートルの間隔で設置し、ダクタイトル鋳鉄製でポリプロピレン被覆をしたもの又はステンレス製のものとすること。</p> <p>(ウ) インバートは、標準として管径の50パーセントの深さとし、その上部は10パーセント勾配で施工すること。</p> <p>(エ) 人孔蓋の手摺と足掛け金物の位置を合わせて施工すること。</p> <p>(オ) 管接合の削孔同士の間隔は、内面側で10センチメートル以上確保すること。</p> <p>(カ) 取付管の取り出し部の間隔は、隣接する取り出し部及び人孔壁から1メートル以上離れた位置とすること。</p> <p>(7) 接続ますを次に掲げる種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 汚水ます</p> <p>(ア) 原則として敷地内で道路との境界線に接する位置に設置すること。</p>		<p>イ 構造は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 人孔蓋は、原則として内径が600ミリメートルで別に定める仕様のものでとすること。</p> <p>(イ) 足掛け金物は、30センチメートルの間隔で設置し、ダクタイトル鋳鉄製でポリプロピレン被覆をしたもの又はステンレス製のものとすること。</p> <p>(ウ) インバートは、標準として管径の50パーセントの深さとし、その上部は10パーセント勾配で施工すること。</p> <p>(エ) 人孔蓋の手摺と足掛け金物の位置を合わせて施工すること。</p> <p>(オ) 管接合の削孔同士の間隔は、内面側で10センチメートル以上確保すること。</p> <p>(カ) 取付管の取り出し部の間隔は、隣接する取り出し部及び人孔壁から1メートル以上離れた位置とすること。</p> <p>(7) 接続ますを次に掲げる種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 汚水ます</p> <p>(ア) 原則として敷地内で道路との境界線に接する位置に設置すること。</p>																	

改正前	改正後
<p>(イ) 構造は、標準として、底部にインバートを設け、深さが140センチメートル以内、かつ、内径が30センチメートルの硬質塩化ビニール製とし、蓋は、ダクタイトル鋳鉄製又は硬質塩化ビニール製の密閉蓋とし、市章及び汚水についての表示をすること。</p> <p>イ 雨水ます</p> <p>(ア) 原則として敷地内で道路との境界線に接する位置に設置すること。</p> <p>(イ) 構造は、標準として、底部に15センチメートル以上の泥だめを設け、内径又は内法が30センチメートル以上50センチメートル以下、かつ、深さが120センチメートル以下の硬質塩化ビニール製、鉄筋コンクリート製又はコンクリート造りとし、蓋は、硬質塩化ビニール製、鉄筋コンクリート製又はダクタイトル鋳鉄製のものとし、雨水についての表示をすること。</p> <p>(8) 取付け管を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 本管に対して直角に布設すること。</p> <p>イ 本管取付け部は、本管に対して60度又は90度とすること。</p> <p>ウ 勾配は、10パーミリ以上とすること。</p> <p>エ 本管の中心線より上方に取り付けること。</p> <p>オ 管径は150ミリメートル以上とし、管種は硬質塩化ビニール管とし、支管を用いること。</p>	<p>(イ) 構造は、標準として、底部にインバートを設け、深さが140センチメートル以内、かつ、内径が30センチメートルの硬質塩化ビニール製とし、蓋は、ダクタイトル鋳鉄製又は硬質塩化ビニール製の密閉蓋とし、市章及び汚水についての表示をすること。</p> <p>イ 雨水ます</p> <p>(ア) 原則として敷地内で道路との境界線に接する位置に設置すること。</p> <p>(イ) 構造は、標準として、底部に15センチメートル以上の泥だめを設け、内径又は内法が30センチメートル以上50センチメートル以下、かつ、深さが120センチメートル以下の硬質塩化ビニール製、鉄筋コンクリート製又はコンクリート造りとし、蓋は、硬質塩化ビニール製、鉄筋コンクリート製又はダクタイトル鋳鉄製のものとし、雨水についての表示をすること。</p> <p>(8) 取付け管を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 本管に対して直角に布設すること。</p> <p>イ 本管取付け部は、本管に対して60度又は90度とすること。</p> <p>ウ 勾配は、10パーミリ以上とすること。</p> <p>エ 本管の中心線より上方に取り付けること。</p> <p>オ 管径は150ミリメートル以上とし、管種は硬質塩化ビニール管とし、支管を用いること。</p>
<p>2 規則第31条第2項の雨水流出を抑制するための施設の構造等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) 雨水貯留型施設の構造等</p> <p>ア 洪水調整方式は、原則として自然放流方式とすること。</p> <p>イ 当該事業区域に係る雨水の流出量の設定における流出係数は、当該開発事業施行前の状態を0.3、施行後の状態を0.8とすること。</p> <p>ウ 基礎地盤の構造等は、次に定めるところによること。</p>	<p>2 規則第31条第2項の雨水流出を抑制するための施設の構造等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) 雨水貯留型施設の構造等</p> <p>ア 洪水調整方式は、原則として自然放流方式とすること。</p> <p>イ 当該事業区域に係る雨水の流出量の設定における流出係数は、当該開発事業施行前の状態を0.3、施行後の状態を0.8とすること。</p> <p>ウ 基礎地盤の構造等は、次に定めるところによること。</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 雨水調整池の基礎地盤は、構造物の安定性を確保するために必要な強度及び遮水性を有すること。</p> <p>(イ) 基礎地盤の土質、地層構成等の状態を把握するために地質調査を実施すること。</p> <p>エ 洪水吐の越流方法は自由越流とし、ゲートその他放流量を人為的に調節する装置を設けないこと。</p> <p>オ 設計堆砂量は、1ヘクタールごとに年間1.5立方メートルとすること。</p> <p>カ 非越流部天端高は、異常洪水量を流下させるために必要な水位に余裕を加えた高さ以上とすること。</p> <p>キ 放流施設の構造等は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) 放流管は、放流管設計流量を安全に処理できるものとする。</p> <p>(イ) オリフィスは、土砂が直接流入しない配置及び構造とし、流木及びじん芥等によって閉塞しないようにスクリーンを設置し、スクリーンの高さは越流堰部分までとし、スクリーンの幅はオリフィスの幅から左右15センチメートル以上、奥行きは15センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) スクリーンは、開閉式又は着脱式とし、受け枠及び取付け金具はステンレス製で目合いは、オリフィス径の3分の2以下とすること。</p> <p>(エ) 放流施設にはゲート、バルブ等の水位及び流量を人為的に調節する装置を設けないこと。</p> <p>ク 流入施設の構造等は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) 流入水から雨水調整池の法面及び底面を防護するために、減勢工、水叩き保護工、根固工等を施すこと。</p> <p>(イ) 初期降雨及び小降雨に対応するために、池底に排水溝を設けること。</p> <p>ケ 管理施設の構造等は、次に定めるところによること。</p>	<p>(ア) 雨水調整池の基礎地盤は、構造物の安定性を確保するために必要な強度及び遮水性を有すること。</p> <p>(イ) 基礎地盤の土質、地層構成等の状態を把握するために地質調査を実施すること。</p> <p>エ 洪水吐の越流方法は自由越流とし、ゲートその他放流量を人為的に調節する装置を設けないこと。</p> <p>オ 設計堆砂量は、1ヘクタールごとに年間1.5立方メートルとすること。</p> <p>カ 非越流部天端高は、異常洪水量を流下させるために必要な水位に余裕を加えた高さ以上とすること。</p> <p>キ 放流施設の構造等は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) 放流管は、放流管設計流量を安全に処理できるものとする。</p> <p>(イ) オリフィスは、土砂が直接流入しない配置及び構造とし、流木及びじん芥等によって閉塞しないようにスクリーンを設置し、スクリーンの高さは越流堰部分までとし、スクリーンの幅はオリフィスの幅から左右15センチメートル以上、奥行きは15センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) スクリーンは、開閉式又は着脱式とし、受け枠及び取付け金具はステンレス製で目合いは、オリフィス径の3分の2以下とすること。</p> <p>(エ) 放流施設にはゲート、バルブ等の水位及び流量を人為的に調節する装置を設けないこと。</p> <p>ク 流入施設の構造等は、次に定めるところによること。</p> <p>(ア) 流入水から雨水調整池の法面及び底面を防護するために、減勢工、水叩き保護工、根固工等を施すこと。</p> <p>(イ) 初期降雨及び小降雨に対応するために、池底に排水溝を設けること。</p> <p>ケ 管理施設の構造等は、次に定めるところによること。</p>

改正前	改正後
<p>(ア) 水位標を設置し、堰堤高は、原則として5メートル以内とする。</p> <p>(イ) 必要に応じ自記雨量計及び自記水位計、危険防止施設を設置すること。</p> <p>(ウ) 維持管理用空地（作業車輛の駐車スペース等）及び通路を設置すること。</p> <p>(エ) 雨水調整池を市に帰属する場合は、原則としてオープン形式で自然放流方式とし、用地に私権の設定がされていないこと。</p> <p>(オ) 原則4メートル以上の公道又は幅員3メートル以上の通路（コンクリート等で舗装し排水施設等必要な施設を設置）に接し、維持管理が容易な施設とすること。</p> <p>(カ) 雨水調整池の周囲には安全対策のために、高さ1.8メートル以上の防護柵と門扉を設置すること。また、進入を防止する旨の啓発看板を設置すること。</p> <p>(キ) 雨水調整池の余裕高さについては、最高水位から60センチメートル以上とすること。ただし、安全に支障が生じるおそれがないと市長が認める場合は、30センチメートルを限度として減ずることができる。なお、最高水位より下に配管等の設置はできないこととする。</p> <p>(ク) 雨水調整池が耐力壁等で仕切られている場合は、人通孔（内径600ミリメートル以上）を設置し、人通孔上部両側に手すりを設置するとともに底部に排水溝を設置すること。</p> <p>(ケ) 雨水調整池看板（縦600ミリメートル×横900ミリメートル）を見やすいところに設置すること。</p> <p>コ 雨水浸透型施設の設置が適当でない箇所に雨水貯留型施設を設置する場合における流出量の算定については、次号ウに定めるところによること。この場合において、雨水流末施設がある場合であっても流出係数0.3を許容放流量として雨水浸透処理量から減ずることはできないこととする。</p>	<p>(ア) 水位標を設置し、堰堤高は、原則として5メートル以内とする。</p> <p>(イ) 必要に応じ自記雨量計及び自記水位計、危険防止施設を設置すること。</p> <p>(ウ) 維持管理用空地（作業車輛の駐車スペース等）及び通路を設置すること。</p> <p>(エ) 雨水調整池を市に帰属する場合は、原則としてオープン形式で自然放流方式とし、用地に私権の設定がされていないこと。</p> <p>(オ) 原則4メートル以上の公道又は幅員3メートル以上の通路（コンクリート等で舗装し排水施設等必要な施設を設置）に接し、維持管理が容易な施設とすること。</p> <p>(カ) 雨水調整池の周囲には安全対策のために、高さ1.8メートル以上の防護柵と門扉を設置すること。また、進入を防止する旨の啓発看板を設置すること。</p> <p>(キ) 雨水調整池の余裕高さについては、最高水位から60センチメートル以上とすること。ただし、安全に支障が生じるおそれがないと市長が認める場合は、30センチメートルを限度として減ずることができる。なお、最高水位より下に配管等の設置はできないこととする。</p> <p>(ク) 雨水調整池が耐力壁等で仕切られている場合は、人通孔（内径600ミリメートル以上）を設置し、人通孔上部両側に手すりを設置するとともに底部に排水溝を設置すること。</p> <p>(ケ) 雨水調整池看板（縦600ミリメートル×横900ミリメートル）を見やすいところに設置すること。</p> <p>コ 雨水浸透型施設の設置が適当でない箇所に雨水貯留型施設を設置する場合における流出量の算定については、次号ウに定めるところによること。この場合において、雨水流末施設がある場合であっても流出係数0.3を許容放流量として雨水浸透処理量から減ずることはできないこととする。</p>

改正前

(2) 雨水浸透型施設の構造等

ア 雨水浸透方法は、自然浸透方式とすること。

イ 敷地内の地形、地質、浸透効果等を勘案し適切な場所に設置すること。

ウ 雨水浸透施設の流出量の算定については、1時間継続雨量とし、降雨強度は49.0mm/h r (5年確率)を用い、次の算定式及び流出係数により浸透施設処理量を算定すること。

(ア) 流出量の算定式は

$$\text{算定式 } Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \times 3600$$

Q = 雨水のピーク流出量 m³ / h r

C : 流出係数

I : 降雨強度 49.0mm / h r

A : 施工面積 h a

流出係数

工種・形態別	流出係数
舗装面	0.9
アスファルト	
コンクリート	
レンガブロック	
浸透性舗装	0.4
アスファルト	
コンクリート (ポラコン等)	
インターロッキングブロック	
屋根	0.9
緑地・間地	
砂層土 (勾配 0 ~ 7 %)	0.3
砂層土 (勾配 7 % 以上)	0.5
ローム・緻密土 (勾配 0 ~ 7 %)	0.4

改正後

(2) 雨水浸透型施設の構造等

ア 雨水浸透方法は、自然浸透方式とすること。

イ 敷地内の地形、地質、浸透効果等を勘案し適切な場所に設置すること。

ウ 雨水浸透施設の流出量の算定については、1時間継続雨量とし、降雨強度は49.0mm/h r (5年確率)を用い、次の算定式及び流出係数により浸透施設処理量を算定すること。

(ア) 流出量の算定式は

$$\text{算定式 } Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \times 3600$$

Q = 雨水のピーク流出量 m³ / h r

C : 流出係数

I : 降雨強度 49.0mm / h r

A : 施工面積 h a

流出係数

工種・形態別	流出係数
舗装面	0.9
アスファルト	
コンクリート	
レンガブロック	
浸透性舗装	0.4
アスファルト	
コンクリート (ポラコン等)	
インターロッキングブロック	
屋根	0.9
緑地・間地	
砂層土 (勾配 0 ~ 7 %)	0.3
砂層土 (勾配 7 % 以上)	0.5
ローム・緻密土 (勾配 0 ~ 7 %)	0.4

改正前		改正後	
ローム・緻密土（勾配7%以上）	0.6	ローム・緻密土（勾配7%以上）	0.6
水面	1.0	水面	1.0
畑・未改良土	0.6	畑・未改良土	0.6
<p>(イ) 浸透施設の処理量の算定については、事業区域の土の室内浸透係数を使用し、安全率0.8、目詰まりによる影響（供用年数30年）0.5、降雨による影響0.1を用いて算定した浸透量と貯留量を加えた値を浸透量の算定値とする。なお、雨水流末施設がある場合は、流出係数0.3を許容放流量とし、雨水浸透処理量から減ずることができる。</p> <p>浸透量 $f c = s f \times y \times (1 - D) \times (1 - E) \times q \times 3,600$ $f c$: 単位設計浸透量 $m^3 / h r \cdot m$ $s f$: 安全率 0.8 y : 目詰まりによる影響（供用年数30年） 0.5 D : 降雨による影響 0.1 E : 地下水の影響 0 q : 浸透試験による最終浸透能力推定値 $m^3 / s e c$</p> <p>3 規則第31条第4項の污水放流を抑制するための時間調整槽の構造等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) 構造等</p> <p>ア 構築に当たっては不浸透質の耐水材を使用し、漏水しない構造とすること。</p> <p>イ 内部の保守点検が容易にできる位置に人孔を設けること。</p> <p>ウ 吸込みピットを設け、これに向かって15分の1以上10分の1以下の勾配をつけること。</p> <p>エ ポンプ設備は、汚物用ポンプを使用するとともに予備ポンプを設けること。</p> <p>オ 污水の腐敗を防ぐための装置を設けること。</p>		<p>(イ) 浸透施設の処理量の算定については、事業区域の土の室内浸透係数を使用し、安全率0.8、目詰まりによる影響（供用年数30年）0.5、降雨による影響0.1を用いて算定した浸透量と貯留量を加えた値を浸透量の算定値とする。なお、雨水流末施設がある場合は、流出係数0.3を許容放流量とし、雨水浸透処理量から減ずることができる。</p> <p>浸透量 $f c = s f \times y \times (1 - D) \times (1 - E) \times q \times 3,600$ $f c$: 単位設計浸透量 $m^3 / h r \cdot m$ $s f$: 安全率 0.8 y : 目詰まりによる影響（供用年数30年） 0.5 D : 降雨による影響 0.1 E : 地下水の影響 0 q : 浸透試験による最終浸透能力推定値 $m^3 / s e c$</p> <p>3 規則第31条第4項の污水放流を抑制するための時間調整槽の構造等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) 構造等</p> <p>ア 構築に当たっては不浸透質の耐水材を使用し、漏水しない構造とすること。</p> <p>イ 内部の保守点検が容易にできる位置に人孔を設けること。</p> <p>ウ 吸込みピットを設け、これに向かって15分の1以上10分の1以下の勾配をつけること。</p> <p>エ ポンプ設備は、汚物用ポンプを使用するとともに予備ポンプを設けること。</p> <p>オ 污水の腐敗を防ぐための装置を設けること。</p>	

改正前	改正後
<p>カ 通気装置を設け、臭気を直接外気に衛生的かつ有効に開放すること。</p> <p>キ 通気装置以外の部分から臭気が外部に漏れない構造とすること。</p> <p>(2) 管理</p> <p>ポンプ施設その他の附属施設等の保守点検及び槽内の定期的な清掃、しゅんせつ等の時間調整槽の正常な機能を保持するための適切な措置を講ずること。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、排水施設等の設置に必要な事項は、下水道施設の構造に関するガイドライン（解説編）（国土交通省河川局下水道部策定）及び下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会（昭和40年1月11日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）作成）によるものとする。</p> <p>（防火水槽）</p> <p>第5条 規則第32条第2項第7号の防火水槽の構造等は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 防火水槽の底の位置は、底設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内とすること。</p> <p>(2) 防火水槽は、盛土部分を避け、切土部分に設置すること（やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の高さが2.5メートル以下の箇所とすること。）。</p> <p>(3) 防火水槽の構造は、上載荷重、自重及び土被り荷重並びに土圧、地下水圧、内圧及び浮力に対する強度並びに耐久性及び耐震性を有し、かつ、漏水のおそれのない構造とし、次に掲げる防火水槽の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。</p> <p>ア 道路用防火水槽</p> <p>(ア) 上載荷重に対する強度にあつては、T-25荷重の自動車荷重を有すること。</p> <p>(イ) 地震時土圧及び内水の地震時動水圧の耐久性及び耐震性にあつては、設計水平震度を0.288として設けること。</p>	<p>カ 通気装置を設け、臭気を直接外気に衛生的かつ有効に開放すること。</p> <p>キ 通気装置以外の部分から臭気が外部に漏れない構造とすること。</p> <p>(2) 管理</p> <p>ポンプ施設その他の附属施設等の保守点検及び槽内の定期的な清掃、しゅんせつ等の時間調整槽の正常な機能を保持するための適切な措置を講ずること。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、排水施設等の設置に必要な事項は、下水道施設の構造に関するガイドライン（解説編）（国土交通省河川局下水道部策定）及び下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会（昭和40年1月11日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）作成）によるものとする。</p> <p>（防火水槽）</p> <p>第3条 規則第32条第2項第7号の防火水槽の構造等は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 防火水槽の底の位置は、底設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内とすること。</p> <p>(2) 防火水槽は、盛土部分を避け、切土部分に設置すること（やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の高さが2.5メートル以下の箇所とすること。）。</p> <p>(3) 防火水槽の構造は、上載荷重、自重及び土被り荷重並びに土圧、地下水圧、内圧及び浮力に対する強度並びに耐久性及び耐震性を有し、かつ、漏水のおそれのない構造とし、次に掲げる防火水槽の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。</p> <p>ア 道路用防火水槽</p> <p>(ア) 上載荷重に対する強度にあつては、T-25荷重の自動車荷重を有すること。</p> <p>(イ) 地震時土圧及び内水の地震時動水圧の耐久性及び耐震性にあつては、設計水平震度を0.288として設けること。</p>

改正前	改正後
<p>イ 空地用防火水槽</p> <p>(ア) 上載荷重に対する強度にあつては、1平方メートル当たり10キロニュートン以上を有すること。</p> <p>(イ) 地震時土圧及び内水の地震時動水圧の耐久性及び耐震性にあつては、設計水平震度を0.288として設けること。</p> <p>ウ 建築物の基礎を利用した防火水槽</p> <p>ア及びイと同等以上の強度並びに耐久性及び耐震性を有する構造とすること。</p> <p>(4) 防火水槽に吸管投入孔（吸管投入孔を設けることが困難な場合は、これに代えて採水口）を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 吸管投入孔は、道路又は通路側から2メートル以内の場所に原則としてはずかいに2個以上設置すること。</p> <p>イ 吸管投入孔は、防火水槽本体の強度を損なわない構造とすること。</p> <p>ウ 吸管投入孔の直径は、60センチメートル以上とし、吸管投入孔には標準として第9図に示すところにより転落防止付の鋳鉄製の蓋を設置すること（市に帰属するものには市章を表示すること。）。</p> <p>エ 吸管投入孔は、雨水の流入を防止するため地面より低い位置に設置しないこと。</p> <p>オ 採水管は、直径100ミリメートル以上の亜鉛鍍(と)金鋼管とし、防火水槽と採水口との距離は原則として10メートル以下で継手は消防活動上支障のない限度とすること。</p> <p>カ 採水管と防火水槽壁体貫通部は水面より上部とすること。</p> <p>キ 防火水槽と連結した2個以上の採水口を1メートル以上の間隔を取り、原則として地上から60センチメートル以上70センチメートル以下の位置に設置すること（採水口は原則として乾式連結送水管等と一体型とし、その形状及び標示は、第10図に示すところを標準とすること。）。</p> <p>ク 採水口（防火水槽吸管投入孔等を含む。）と乾式連結送水管等の送</p>	<p>イ 空地用防火水槽</p> <p>(ア) 上載荷重に対する強度にあつては、1平方メートル当たり10キロニュートン以上を有すること。</p> <p>(イ) 地震時土圧及び内水の地震時動水圧の耐久性及び耐震性にあつては、設計水平震度を0.288として設けること。</p> <p>ウ 建築物の基礎を利用した防火水槽</p> <p>ア及びイと同等以上の強度並びに耐久性及び耐震性を有する構造とすること。</p> <p>(4) 防火水槽に吸管投入孔（吸管投入孔を設けることが困難な場合は、これに代えて採水口）を次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 吸管投入孔は、道路又は通路側から2メートル以内の場所に原則としてはずかいに2個以上設置すること。</p> <p>イ 吸管投入孔は、防火水槽本体の強度を損なわない構造とすること。</p> <p>ウ 吸管投入孔の直径は、60センチメートル以上とし、吸管投入孔には標準として第2図に示すところにより転落防止付の鋳鉄製の蓋を設置すること（市に帰属するものには市章を表示すること。）。</p> <p>エ 吸管投入孔は、雨水の流入を防止するため地面より低い位置に設置しないこと。</p> <p>オ 採水管は、直径100ミリメートル以上の亜鉛鍍(と)金鋼管とし、防火水槽と採水口との距離は原則として10メートル以下で継手は消防活動上支障のない限度とすること。</p> <p>カ 採水管と防火水槽壁体貫通部は水面より上部とすること。</p> <p>キ 防火水槽と連結した2個以上の採水口を1メートル以上の間隔を取り、原則として地上から60センチメートル以上70センチメートル以下の位置に設置すること（採水口は原則として乾式連結送水管等と一体型とし、その形状及び標示は、第3図に示すところを標準とすること。）。</p> <p>ク 採水口（防火水槽吸管投入孔等を含む。）と乾式連結送水管等の送</p>

改正前	改正後
<p>水口との相互距離は15メートル以内とすること。</p> <p>(5) 次に定めるところにより点検口を設けること。</p> <p>ア 点検口は、1辺又は直径60センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 点検口の位置は、原則として車両が進入可能な通路に面した位置又は車両が進入可能な通路に面した開口部に直近の室内とすること。</p> <p>ウ 防虫ネット付き通気管を設けること。</p> <p>(6) 防火水槽は1槽式（当該建築物の構造等により1槽式の設置が困難な場合を除く。）とし、前各号に定めるもののほか、次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 1辺又は直径60センチメートル以上の点検口又は人通孔を設けること。</p> <p>イ 当該防火水槽の構造を勘案して市長が指示するところにより、各槽の上部に通気孔及び低部に連通孔を設けること（人通孔が低部に有効に接している場合を除く。）。</p> <p>(7) 吸管投入孔及び点検口には耐蝕性を有するはしご等を設けること。</p> <p>(8) 防火水槽の所在を示す標識を第11図に示すところを標準として設けること（当該標識の設置が通行等の支障になる場合は、当該標識の設置に代えて、第12図に示すところを標準とする標示とすること。）。</p> <p>(9) 防火水槽に底設ピットを次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 吸管投入孔又は採水管の直下に設けること。</p> <p>イ 1辺又は直径が60センチメートル以上、かつ、深さが50センチメートル以上とすること。</p> <p>2 防火水槽の設置に当たっては、仕様書、設計図面、構造計算書その他の必要な図書を市長に提出するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、防火水槽の規格、構造等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び市町村消防施設整備費補助金交付要綱（消防庁消防課長通知（平成10年消防消第84号））に定めるところによるものとする。</p>	<p>水口との相互距離は15メートル以内とすること。</p> <p>(5) 次に定めるところにより点検口を設けること。</p> <p>ア 点検口は、1辺又は直径60センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 点検口の位置は、原則として車両が進入可能な通路に面した位置又は車両が進入可能な通路に面した開口部に直近の室内とすること。</p> <p>ウ 防虫ネット付き通気管を設けること。</p> <p>(6) 防火水槽は1槽式（当該建築物の構造等により1槽式の設置が困難な場合を除く。）とし、前各号に定めるもののほか、次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 1辺又は直径60センチメートル以上の点検口又は人通孔を設けること。</p> <p>イ 当該防火水槽の構造を勘案して市長が指示するところにより、各槽の上部に通気孔及び低部に連通孔を設けること（人通孔が低部に有効に接している場合を除く。）。</p> <p>(7) 吸管投入孔及び点検口には耐蝕性を有するはしご等を設けること。</p> <p>(8) 防火水槽の所在を示す標識を第4図に示すところを標準として設けること（当該標識の設置が通行等の支障になる場合は、当該標識の設置に代えて、第5図に示すところを標準とする標示とすること。）。</p> <p>(9) 防火水槽に底設ピットを次に定めるところにより設置すること。</p> <p>ア 吸管投入孔又は採水管の直下に設けること。</p> <p>イ 1辺又は直径が60センチメートル以上、かつ、深さが50センチメートル以上とすること。</p> <p>2 防火水槽の設置に当たっては、仕様書、設計図面、構造計算書その他の必要な図書を市長に提出するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、防火水槽の規格、構造等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び市町村消防施設整備費補助金交付要綱（消防庁消防課長通知（平成10年消防消第84号））に定めるところによるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(ごみ集積施設)</p> <p>第5条の2 規則第34条第1号キのごみ集積施設の構造等について必要な事項は、次に定めるところによるものとし、第12図の2に示すところによることを標準とする。</p> <p>(1) ごみ集積施設の構造物の規模は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 構造物の土間コンクリートの仕上げ面からコンクリートブロック積の天端仕上げまでの高さは1メートルとすること。</p> <p>イ コンクリートブロックの厚さは10センチメートルとすること。</p> <p>(2) ごみ集積施設の基礎の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>ア コンクリートブロックの下部は鉄筋コンクリート造の布基礎を設けること。</p> <p>イ 布基礎の形状は、張出しスラブなしのL型とすること。</p> <p>ウ 根入れ深さは、35センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 基礎の丈は、根入れ深さに5センチメートルを加えた寸法以上とすること。</p> <p>オ 基礎スラブの厚さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 基礎の立上がり幅は、コンクリートブロック幅以上とすること。</p> <p>キ 基礎スラブの幅は、カの幅に40センチメートルを加えた寸法以上とすること。</p> <p>ク 基礎碎石は、調整碎石C-40又は再生碎石RC-40を使用するとともに、転圧仕上げ厚さを10センチメートルとすること。</p> <p>(3) コンクリートブロック積の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 同一面内で、高さの異なる形態にしないこと。</p> <p>イ 透かしブロックを使用しないこと。</p> <p>ウ 笠木ブロックは使用せず、天端はモルタル仕上げとすること。なお、モルタルの仕上げ厚さは1センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 構造物の配筋は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 使用する鉄筋は、D10以上とすること。なお、丸鋼を使用する際は、</p>	<p>(ごみ集積施設)</p> <p>第4条 規則第34条第1号キのごみ集積施設の構造等について必要な事項は、次に定めるところによるものとし、第6図に示すところによることを標準とする。</p> <p>(1) ごみ集積施設の構造物の規模は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 構造物の土間コンクリートの仕上げ面からコンクリートブロック積の天端仕上げまでの高さは1メートルとすること。</p> <p>イ コンクリートブロックの厚さは10センチメートルとすること。</p> <p>(2) ごみ集積施設の基礎の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>ア コンクリートブロックの下部は鉄筋コンクリート造の布基礎を設けること。</p> <p>イ 布基礎の形状は、張出しスラブなしのL型とすること。</p> <p>ウ 根入れ深さは、35センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 基礎の丈は、根入れ深さに5センチメートルを加えた寸法以上とすること。</p> <p>オ 基礎スラブの厚さは、15センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 基礎の立上がり幅は、コンクリートブロック幅以上とすること。</p> <p>キ 基礎スラブの幅は、カの幅に40センチメートルを加えた寸法以上とすること。</p> <p>ク 基礎碎石は、調整碎石C-40又は再生碎石RC-40を使用するとともに、転圧仕上げ厚さを10センチメートルとすること。</p> <p>(3) コンクリートブロック積の構造は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 同一面内で、高さの異なる形態にしないこと。</p> <p>イ 透かしブロックを使用しないこと。</p> <p>ウ 笠木ブロックは使用せず、天端はモルタル仕上げとすること。なお、モルタルの仕上げ厚さは1センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 構造物の配筋は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 使用する鉄筋は、D10以上とすること。なお、丸鋼を使用する際は、</p>

改正前	改正後
<p>先端をフック加工（4 d 以上）とすること。</p> <p>イ 縦筋の間隔は400ミリメートル（D13の鉄筋を使用する場合は800ミリメートル）とすること。</p> <p>ウ 縦筋は、基礎に定着させるとともに、天頂横筋にかぎ掛けすること。ただし、異形鉄筋を使用する場合は、かぎ掛けは不要とする。</p> <p>エ ブロック交差部の縦筋はD13を配置すること。</p> <p>オ 横筋は、横筋用ブロック内及び天頂に配置すること。</p> <p>カ 横筋は、空洞部内で重ね継ぎしないこと。</p> <p>(5) 基礎の配筋は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 上下にD10以上の主筋を配置した複筋梁とすること。</p> <p>イ D10以上のあばら筋及び基礎筋を400ミリメートル間隔で交互に配置し、主筋に180° フックでかぎ掛けすること。なお、異形鉄筋を使用する場合は、重ね継手として主鉄筋に25 d の継手長さで重ねること。</p> <p>ウ あばら筋及び基礎筋は、L型に曲げ配置すること。なお、基礎筋と縦筋を直通しとすること。</p> <p>(非常警報施設)</p>	<p>先端をフック加工（4 d 以上）とすること。</p> <p>イ 縦筋の間隔は400ミリメートル（D13の鉄筋を使用する場合は800ミリメートル）とすること。</p> <p>ウ 縦筋は、基礎に定着させるとともに、天頂横筋にかぎ掛けすること。ただし、異形鉄筋を使用する場合は、かぎ掛けは不要とする。</p> <p>エ ブロック交差部の縦筋はD13を配置すること。</p> <p>オ 横筋は、横筋用ブロック内及び天頂に配置すること。</p> <p>カ 横筋は、空洞部内で重ね継ぎしないこと。</p> <p>(5) 基礎の配筋は、次に定めるところによること。</p> <p>ア 上下にD10以上の主筋を配置した複筋梁とすること。</p> <p>イ D10以上のあばら筋及び基礎筋を400ミリメートル間隔で交互に配置し、主筋に180° フックでかぎ掛けすること。なお、異形鉄筋を使用する場合は、重ね継手として主鉄筋に25 d の継手長さで重ねること。</p> <p>ウ あばら筋及び基礎筋は、L型に曲げ配置すること。なお、基礎筋と縦筋を直通しとすること。</p> <p>(非常警報施設)</p>
<p>第6条 規則第37条第2号の規定による非常警報施設の設置に必要な事項は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 非常警報施設の機能、構造等は、別に定める仕様とすること。</p> <p>(2) 開発事業者は、電波法（昭和25年法律第131号）等の規定に基づく無線局免許状等を速やかに市長に提出すること。</p> <p>(ヘリコプター緊急離着陸場等)</p>	<p>第5条 規則第37条第2号の規定による非常警報施設の設置に必要な事項は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 非常警報施設の機能、構造等は、別に定める仕様とすること。</p> <p>(2) 開発事業者は、電波法（昭和25年法律第131号）等の規定に基づく無線局免許状等を速やかに市長に提出すること。</p> <p>(ヘリコプター緊急離着陸場等)</p>
<p>第7条 規則第38条第2項のヘリコプター緊急離着陸場等の進入区域の長さ等に関する基準は、別表第2に定めるところによるものとする。</p> <p>2 規則第38条第3項の規定によるヘリコプター緊急離着陸場等の設置に必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) ヘリコプター緊急離着陸場</p>	<p>第6条 規則第38条第2項のヘリコプター緊急離着陸場等の進入区域の長さ等に関する基準は、別表に定めるところによるものとする。</p> <p>2 規則第38条第3項の規定によるヘリコプター緊急離着陸場等の設置に必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることとする。</p> <p>(1) ヘリコプター緊急離着陸場</p>

改正前	改正後
<p>ア 床面の強度は積載荷重100キロニュートン以上とし、その許容重量を黄色の夜光塗料等で表示すること。</p> <p>イ 床面の構造は、プラットホーム式又は通常床式とすること。</p> <p>ウ 床面の最大勾配は2パーセント以下とし、床面は滑り防止の措置を施すとともに階段以外の不必要な段差はできるだけ設けないこと。</p> <p>エ 着陸区域境界灯、障害灯及び飛行場灯台の夜間照明設備を別表第2に定めるところにより設けること。</p> <p>オ 救助隊員及び要救助者等の転落を防止する手すり等の施設を設けること。</p> <p>カ 床面にヘリコプターの搭載燃料が流失した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。</p> <p>キ 連結送水管及び消火器を設置すること。</p> <p>ク 建築物内の通路及び階段は、消防隊の進入、消防用機材の搬入並びに要救助者の救助及び収容等に支障のない構造とすること。</p> <p>ケ 建築物の機械排煙設備の排出口は、消防活動及び避難の支障とならないものとする。</p> <p>コ 非常用エレベーター等は、屋上に着床するものとする。</p> <p>サ 階段室の屋上部分にあっては附室、前室等の火災空間を、階段室の屋上部分に至るまでの間にあっては緩衝空間を設けること。</p> <p>シ 階段室から屋上までの経路及び屋上への出入り口にあっては、遠隔操作で解錠できる等の適切な設計及び維持管理をすること。</p> <p>ス アからシまでに定めるもののほか、別表第2に定めるところによること。</p>	<p>ア 床面の強度は積載荷重100キロニュートン以上とし、その許容重量を黄色の夜光塗料等で表示すること。</p> <p>イ 床面の構造は、プラットホーム式又は通常床式とすること。</p> <p>ウ 床面の最大勾配は2パーセント以下とし、床面は滑り防止の措置を施すとともに階段以外の不必要な段差はできるだけ設けないこと。</p> <p>エ 着陸区域境界灯、障害灯及び飛行場灯台の夜間照明設備を別表に定めるところにより設けること。</p> <p>オ 救助隊員及び要救助者等の転落を防止する手すり等の施設を設けること。</p> <p>カ 床面にヘリコプターの搭載燃料が流失した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。</p> <p>キ 連結送水管及び消火器を設置すること。</p> <p>ク 建築物内の通路及び階段は、消防隊の進入、消防用機材の搬入並びに要救助者の救助及び収容等に支障のない構造とすること。</p> <p>ケ 建築物の機械排煙設備の排出口は、消防活動及び避難の支障とならないものとする。</p> <p>コ 非常用エレベーター等は、屋上に着床するものとする。</p> <p>サ 階段室の屋上部分にあっては附室、前室等の火災空間を、階段室の屋上部分に至るまでの間にあっては緩衝空間を設けること。</p> <p>シ 階段室から屋上までの経路及び屋上への出入り口にあっては、遠隔操作で解錠できる等の適切な設計及び維持管理をすること。</p> <p>ス アからシまでに定めるもののほか、別表に定めるところによること。</p>
<p>(2) ヘリコプター緊急救助用スペース</p> <p>ア 床面の強度は通常の強度とし、消防活動に支障のない表面であること。</p> <p>イ 着陸区域境界灯、障害灯及び飛行場灯台の夜間照明設備を別表第2に定めるところにより設けること。</p>	<p>(2) ヘリコプター緊急救助用スペース</p> <p>ア 床面の強度は通常の強度とし、消防活動に支障のない表面であること。</p> <p>イ 着陸区域境界灯、障害灯及び飛行場灯台の夜間照明設備を別表に定めるところにより設けること。</p>

改正前	改正後
<p>ウ 救助隊員及び要救助者等の転落を防止する手すり等の施設を設けること。</p> <p>エ 消火器を設置すること。</p> <p>オ 建築物内の通路及び階段は、消防隊の進入、消防用機材の搬入並びに要救助者の救助及び収容等に支障のない構造とすること。</p> <p>カ 建築物の機械排煙設備の排出口は、消防活動及び避難の支障とならないものとする。</p> <p>キ 非常用エレベーター等は、屋上に着床するものとする。</p> <p>ク 階段室の屋上部分にあっては附室、前室等の火災空間を、階段室の屋上部分に至るまでの間にあっては緩衝空間を設けること。</p> <p>ケ 階段室から屋上までの経路及び屋上への出入り口にあっては、遠隔操作で解錠できる等の適切な設計及び維持管理をすること。</p> <p>コ アからケまでに定めるもののほか、別表第2に定めるところによること。</p> <p>(消火栓等)</p>	<p>ウ 救助隊員及び要救助者等の転落を防止する手すり等の施設を設けること。</p> <p>エ 消火器を設置すること。</p> <p>オ 建築物内の通路及び階段は、消防隊の進入、消防用機材の搬入並びに要救助者の救助及び収容等に支障のない構造とすること。</p> <p>カ 建築物の機械排煙設備の排出口は、消防活動及び避難の支障とならないものとする。</p> <p>キ 非常用エレベーター等は、屋上に着床するものとする。</p> <p>ク 階段室の屋上部分にあっては附室、前室等の火災空間を、階段室の屋上部分に至るまでの間にあっては緩衝空間を設けること。</p> <p>ケ 階段室から屋上までの経路及び屋上への出入り口にあっては、遠隔操作で解錠できる等の適切な設計及び維持管理をすること。</p> <p>コ アからケまでに定めるもののほか、別表に定めるところによること。</p> <p>(消火栓等)</p>
<p>第8条 規則第39条第3項第1号の規定による消火栓の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消火栓は、地下単口町野式(呼称65ミリの口径)のもの(地下単口町野式によることが適当でないとき特に市長が認める場合を除く。)とし、管径が100ミリメートル以上の配水管に取り付けること。</p> <p>(2) 消火栓の水圧は、常時0.2メガパスカル以上であること。</p> <p>(3) 道路面から吐出口までの深さは、30センチメートル以内とすること。</p> <p>(4) 消火栓の所在を示す標示を第13図に示すところを標準として施すこと(周囲の工作物等により当該標示を施することが適当でない場合は、当該標示に代えて第14図に示すところを標準とする標識の設置とすること。)</p> <p>2 規則第39条第3項第2号の規定による乾式連結送水管の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>第7条 規則第39条第3項第1号の規定による消火栓の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消火栓は、地下単口町野式(呼称65ミリの口径)のもの(地下単口町野式によることが適当でないとき特に市長が認める場合を除く。)とし、管径が100ミリメートル以上の配水管に取り付けること。</p> <p>(2) 消火栓の水圧は、常時0.2メガパスカル以上であること。</p> <p>(3) 道路面から吐出口までの深さは、30センチメートル以内とすること。</p> <p>(4) 消火栓の所在を示す標示を第7図に示すところを標準として施すこと(周囲の工作物等により当該標示を施することが適当でない場合は、当該標示に代えて第8図に示すところを標準とする標識の設置とすること。)</p> <p>2 規則第39条第3項第2号の規定による乾式連結送水管の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 送水口には口径65ミリメートルの差込式メス金具及び鎖付きの蓋を、放水口には口径50ミリメートル・65ミリメートルの差込式オス金具を設けること。</p> <p>(2) 送水口の付近の見やすい場所に「送水口（消防隊専用）」と朱書きするとともに、当該消防用設備の名称、送水区域、送水範囲その他必要な事項を記載した耐蝕性を有する表示板等を設けること。</p> <p>(3) 送水管は直径65ミリメートル以上の亜鉛鍍(と)金鋼管とすること。</p> <p>(4) 送水管の継手を設ける場合にあつては、消防活動上支障のない効力を有するものとする。</p> <p>(5) 送水管の露出部分には耐蝕性塗装を施すこと。</p> <p>(6) 放水口を格納する箱を第15図に示すところを標準として設けること。</p> <p>(7) 屋外に放水口を設置する場合にあつては、放水口、口径50ミリメートル、長さ20メートル及び使用圧1.6メガパスカル以上の消防用ゴム引きホース3本並びに可変ノズル付き管鎗(そう)(アルミ合金製で背負いバンド及び把手を有するものとする。)を格納するための耐蝕性を有するホース格納箱を第15図に示すところを標準として設け、当該器具を備えること(当該放水口の設置上、当該ホース格納箱を設けることが困難な場合は、消防活動上支障がないと認められる範囲内の場所に放水口及び当該消防用ゴム引きホース等をそれぞれ格納する箱を設けること。)</p> <p>(8) 建築物に乾式連結送水管を設置する場合で消防活動上必要があると市長が認めるときは、前号に規定する設備を設置すること。</p> <p>(9) 乾式連結送水管等の設置に当たっては、仕様書、設計図書その他の必要な図書を市長に提出すること。</p> <p>3 規則第39条第3項第3号の規定による街頭消火器の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消火器は、消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2及び消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)で定める基準に</p>	<p>(1) 送水口には口径65ミリメートルの差込式メス金具及び鎖付きの蓋を、放水口には口径50ミリメートル・65ミリメートルの差込式オス金具を設けること。</p> <p>(2) 送水口の付近の見やすい場所に「送水口（消防隊専用）」と朱書きするとともに、当該消防用設備の名称、送水区域、送水範囲その他必要な事項を記載した耐蝕性を有する表示板等を設けること。</p> <p>(3) 送水管は直径65ミリメートル以上の亜鉛鍍(と)金鋼管とすること。</p> <p>(4) 送水管の継手を設ける場合にあつては、消防活動上支障のない効力を有するものとする。</p> <p>(5) 送水管の露出部分には耐蝕性塗装を施すこと。</p> <p>(6) 放水口を格納する箱を第9図に示すところを標準として設けること。</p> <p>(7) 屋外に放水口を設置する場合にあつては、放水口、口径50ミリメートル、長さ20メートル及び使用圧1.6メガパスカル以上の消防用ゴム引きホース3本並びに可変ノズル付き管鎗(そう)(アルミ合金製で背負いバンド及び把手を有するものとする。)を格納するための耐蝕性を有するホース格納箱を第9図に示すところを標準として設け、当該器具を備えること(当該放水口の設置上、当該ホース格納箱を設けることが困難な場合は、消防活動上支障がないと認められる範囲内の場所に放水口及び当該消防用ゴム引きホース等をそれぞれ格納する箱を設けること。)</p> <p>(8) 建築物に乾式連結送水管を設置する場合で消防活動上必要があると市長が認めるときは、前号に規定する設備を設置すること。</p> <p>(9) 乾式連結送水管等の設置に当たっては、仕様書、設計図書その他の必要な図書を市長に提出すること。</p> <p>3 規則第39条第3項第3号の規定による街頭消火器の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消火器は、消防法(昭和23年法律第186号)第21条の2及び消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)で定める基準に</p>

改正前	改正後
<p>適合するものとし、粉末消火器（薬剤重量3.0キログラム以上のもの）とすること。</p> <p>(2) 消火器を消火器ボックスに収納し、火災の際直ちに使用できるようにすること。</p> <p>(3) 消火器ボックスは、別に定める仕様とし、盗難防止装置を附置するとともに、地上から1.5メートル以下の位置に容易に転倒し、又は移動することのないように固定すること。</p> <p>4 規則第39条第3項第4号の規定による消防活動空地の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消防活動空地の地耐力は250キロニュートン以上とし、人孔等の蓋等もこれに準じるものであること。</p> <p>(2) 消防活動空地への進入路（はしご付消防自動車が行う目的で建築物に到着するために通行する通路その他の空地をいう。以下同じ。）は、次に定めるところによるものであること。</p> <p>ア 進入路は、消防活動空地に容易に到達できる有効な幅員、形状等を備えていること。</p> <p>イ 進入路は、急勾配、階段その他の進入障害となるもののない構造とすること。</p> <p>ウ 進入路の地耐力は250キロニュートン以上とし、人孔等の蓋等もこれに準じるものであること。</p> <p>エ 進入路に必要な応じ隅切りを設けること。</p> <p>(その他の公益的施設)</p>	<p>適合するものとし、粉末消火器（薬剤重量3.0キログラム以上のもの）とすること。</p> <p>(2) 消火器を消火器ボックスに収納し、火災の際直ちに使用できるようにすること。</p> <p>(3) 消火器ボックスは、別に定める仕様とし、盗難防止装置を附置するとともに、地上から1.5メートル以下の位置に容易に転倒し、又は移動することのないように固定すること。</p> <p>4 規則第39条第3項第4号の規定による消防活動空地の設置に必要な事項は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 消防活動空地の地耐力は250キロニュートン以上とし、人孔等の蓋等もこれに準じるものであること。</p> <p>(2) 消防活動空地への進入路（はしご付消防自動車が行う目的で建築物に到着するために通行する通路その他の空地をいう。以下同じ。）は、次に定めるところによるものであること。</p> <p>ア 進入路は、消防活動空地に容易に到達できる有効な幅員、形状等を備えていること。</p> <p>イ 進入路は、急勾配、階段その他の進入障害となるもののない構造とすること。</p> <p>ウ 進入路の地耐力は250キロニュートン以上とし、人孔等の蓋等もこれに準じるものであること。</p> <p>エ 進入路に必要な応じ隅切りを設けること。</p> <p>(その他の公益的施設)</p>
<p>第9条 規則第40条第1項第1号イの防犯灯の規格は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 照明器具は、LED灯（自動点滅器が内蔵されたもの）であること。</p> <p>(2) 照明は白色系、色温度は4,500ケルビン以上であること。</p> <p>(3) 1灯当たりの消費電力が10ワット以下であり、かつ、電力会社申請入力容量が10ボルトアンペア以下であること。</p>	<p>第8条 規則第40条第1項第1号イの防犯灯の規格は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 照明器具は、LED灯（自動点滅器が内蔵されたもの）であること。</p> <p>(2) 照明は白色系、色温度は4,500ケルビン以上であること。</p> <p>(3) 1灯当たりの消費電力が10ワット以下であり、かつ、電力会社申請入力容量が10ボルトアンペア以下であること。</p>

改正前	改正後																						
<p>(4) 光源光束率が初期値の70パーセントに低下するまでの時間が、60,000時間以上であること。</p> <p>(5) ISO9001認証を取得した製造業者が製造したものであること。</p> <p>(6) 製品に型式及びロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。</p> <p>2 規則第40条第1項第2号の広報板の形状、規模等は、第16図に示すところによることを標準とする。</p> <p>付 則 この技術的細目は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>改正文（平成20年6月20日告示第109号抄） 告示の日から施行します。</p> <p>改正文（平成20年10月16日告示第223号抄） 平成20年12月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成20年10月30日告示第231号抄） 平成20年11月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成24年3月30日告示第298号抄） 平成24年4月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成26年10月6日告示第164号抄） 告示の日から施行します。</p> <p>前 文（抄）（令和3年6月29日告示第92号） 令和3年7月1日から施行します。</p>	<p>(4) 光源光束率が初期値の70パーセントに低下するまでの時間が、60,000時間以上であること。</p> <p>(5) ISO9001認証を取得した製造業者が製造したものであること。</p> <p>(6) 製品に型式及びロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。</p> <p>2 規則第40条第1項第2号の広報板の形状、規模等は、第10図に示すところによることを標準とする。</p> <p>付 則 この技術的細目は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>改正文（平成20年6月20日告示第109号抄） 告示の日から施行します。</p> <p>改正文（平成20年10月16日告示第223号抄） 平成20年12月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成20年10月30日告示第231号抄） 平成20年11月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成24年3月30日告示第298号抄） 平成24年4月1日から施行します。</p> <p>改正文（平成26年10月6日告示第164号抄） 告示の日から施行します。</p> <p>前 文（抄）（令和3年6月29日告示第92号） 令和3年7月1日から施行します。</p>																						
<p><u>別表第1（第2条）</u></p> <p><u>交差点等に設ける隅切り長さ</u></p> <p style="text-align: right;">(単位 メートル)</p> <table border="1" data-bbox="168 1252 1064 1439"> <thead> <tr> <th>幅員</th> <th>4.5</th> <th>6.0</th> <th>9.0</th> <th>12.0</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>交差角度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>90°</td> </tr> </tbody> </table>	幅員	4.5	6.0	9.0	12.0	備考	4.5	3	3	3	3	交差角度		4	2	4	2	4	2	4	2	90°	<p><u>【削除】</u></p>
幅員	4.5	6.0	9.0	12.0	備考																		
4.5	3	3	3	3	交差角度																		
	4	2	4	2	4	2	4	2	90°														

改正前

改正後

6.0	3	5	5	5	60°	120°
	4	2	6	4	6	4
9.0	3	5	5	5		
	4	2	6	4	6	4
12.0	3	5	5	6		
	4	2	6	4	8	5

備考

- 幅員の適用については、当該前面道路の幅員が5.25メートル未満の場合にあつては4.5メートルと、5.25メートル以上7.5メートル未満の場合にあつては6.0メートルと、7.5メートル以上10.5メートル未満の場合にあつては9.0メートルと、10.5メートル以上の場合にあつては12.0メートルとそれぞれみなすこと。
- 備考欄の交差角度の適用については、当該角地の角度が75°未満の場合にあつては60°と、75°以上105°未満の場合にあつては90°と、105°以上の場合にあつては120°とそれぞれみなすこと。
- 歩道があるときの隅切りの長さについては、市長と協議し定めるものとする。

別表第2 (第7条) ヘリコプター緊急離着陸場等に関する条件及び図解

別表 (第6条) ヘリコプター緊急離着陸場等に関する条件及び図解

施設	ヘリコプター緊急離着陸場		ヘリコプター緊急救助用スペース	
項目	条件	図解	条件	図解
着陸帯等	原則として1辺を20m以上とすること。ただし、待		原則として1辺を10m以上とすること。	

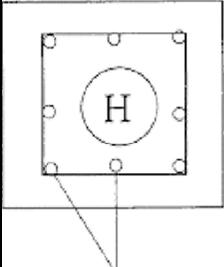
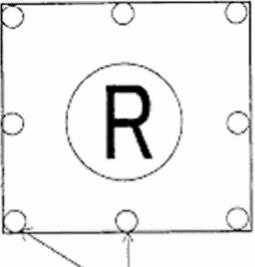
施設	ヘリコプター緊急離着陸場		ヘリコプター緊急救助用スペース	
項目	条件	図解	条件	図解
着陸帯等	原則として1辺を20m以上とすること。ただし、待		原則として1辺を10m以上とすること。	

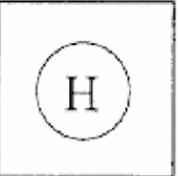
改正前					改正後				
		避場所を別に確保した場合は1辺を15m以上とすることができる。					避場所を別に確保した場合は1辺を15m以上とすることができる。		
	標識	黄色の夜光塗料等で着陸帯及びHの標識を表示すること。	左記の条件によりRの標識を表示すること。			標識	黄色の夜光塗料等で着陸帯及びHの標識を表示すること。	左記の条件によりRの標識を表示すること。	
	床面強度	積載荷重100キロニュートン以上とすること。 許容重量を黄色の夜光塗料等で表示すること。	通常強度とすること。			床面強度	積載荷重100キロニュートン以上とすること。 許容重量を黄色の夜光塗料等で表示すること。	通常強度とすること。	
	床	プラッ	通常			床	プラッ	通常	

改正前					改正後				
面 構 造	トホーム式又は通常床式 (強度及び油流出等の対策をする)として、床面は滑り防止策を施すこと。		床式とすること。		トホーム式又は通常床式 (強度及び油流出等の対策をする)として、床面は滑り防止策を施すこと。		床式とすること。		
	勾配 最大勾配は2%以下とすること。		消防活動に支障のない程度の表面であること。		勾配 最大勾配は2%以下とすること。		消防活動に支障のない程度の表面であること。		
	制限表面 原則として直線の2方向とすること。ただし、進入経路と出発経路が同一方向		原則として直線の2方向とすること。ただし、進入経路と出発		制限表面 原則として直線の2方向とすること。ただし、進入経路と出発		原則として直線の2方向とすること。ただし、進入経路と出発		

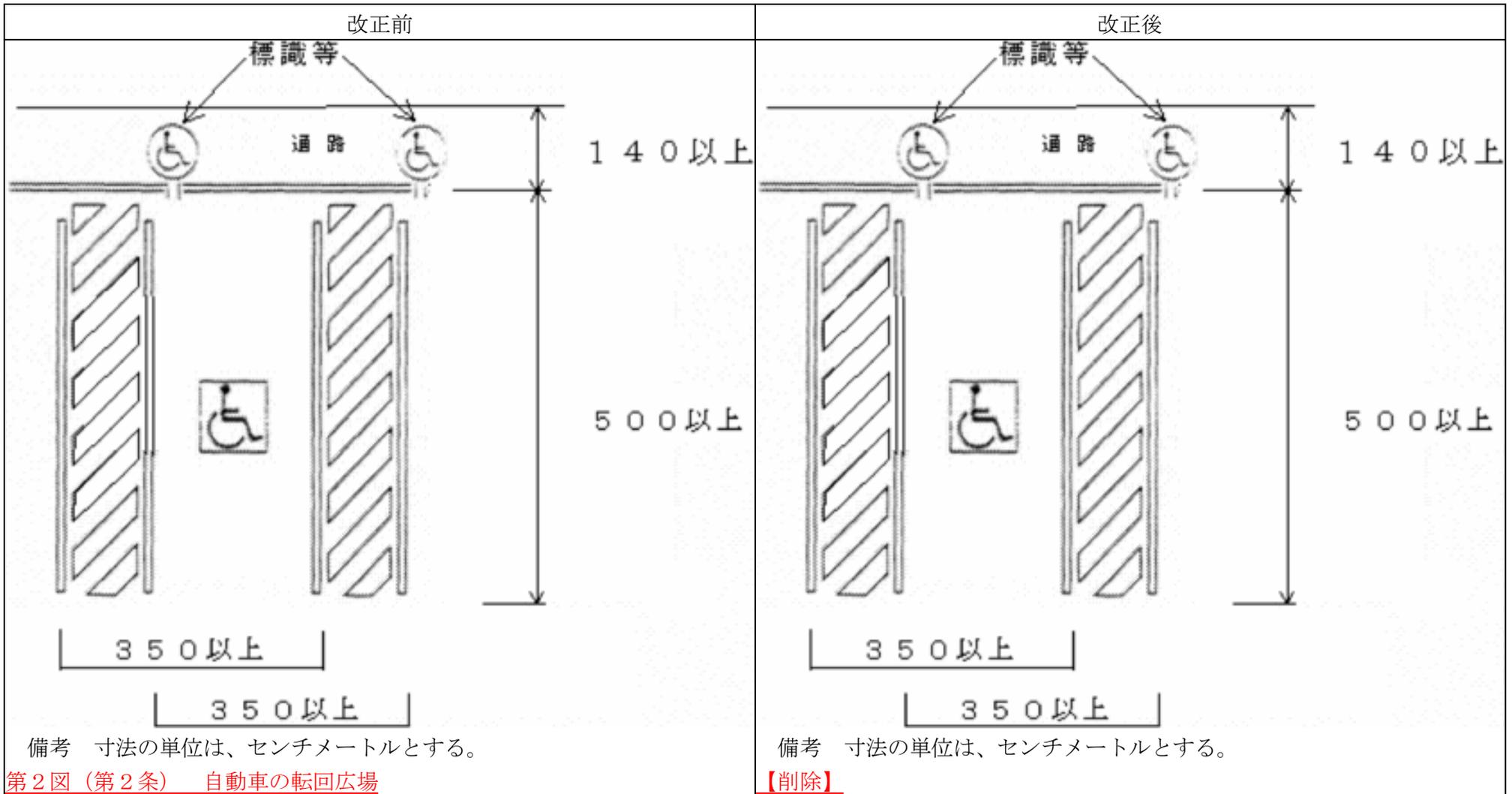
改正前				改正後			
		に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けること。	経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けること。			に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けること。	経路が同一方向に設定できない場合は、各経路は90度以上の間隔を設けること。
進	長さ	は500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保すること。	長さは500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保すること。	進	長さ	は500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保すること。	長さは500m、幅は離着陸地点から500m離れた地点で200m確保すること。
進	表	5分の1以下として、同表面上に物件等が	3分の1以下として、同表面上に	進	表	5分の1以下として、同表面上に物件等が	3分の1以下として、同表面上に

改正前					改正後				
勾配	突出しないこと。		物件等 が突出 しない こと。		勾配	突出しないこと。		物件等 が突出 しない こと。	
転移表面の勾配等	1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保すること。		1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保すること。 ただし、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mま		転移表面の勾配等	1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保すること。		1分の1以下の勾配を有する図に示す表面を確保すること。 ただし、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mま	

改正前					改正後				
				で垂直上方に移行できるものとする。				で垂直上方に移行できるものとする。	
夜間照明設備	着陸区域境界灯	離着陸地帯の境界線上に境界灯を等間隔に8個以上設けること。		新設についてのみ左記の条件により設けること。		着陸区域境界灯 (8個以上) (埋込式)	障害灯	離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。	離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。
	障害灯	離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。		離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。				離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。	離着陸帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認困難な物件について設置すること。

改正前					改正後					
		と。(夜光塗料でもよい。)		物件について設置すること。(夜光塗料でもよい。)				物件について設置すること。(夜光塗料でもよい。)		
	飛行場灯台	着陸帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置すること。		左記の条件に準じること。				左記の条件に準じること。		
脱	脱	救助隊員及び要救助者等の転落防止施設を設置すること。 当該施設は進入表面又は転移表面		左記の条件に準じること。					左記の条件に準じること。	
落	落		 消火設備					 消火設備		
防	防									
止	止									
施	施									
設	設									
等	等									

改正前					改正後				
		から突出しない構造であること。					から突出しない構造であること。		
燃	離着陸	が予想される機体の搭載燃料が流出した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。	—		燃	離着陸	が予想される機体の搭載燃料が流出した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。	—	
料	が予想される機体の搭載燃料が流出した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。				料	が予想される機体の搭載燃料が流出した場合に雨水排出口に流れ出ない構造とすること。			
流	出				流	出			
出	へ				出	へ			
の	対				の	対			
策					策				
	消	連結送	消火			消	連結送	消火	
	火	水管及び	器を設			火	水管及び	器を設	
	設	消火器を	置する			設	消火器を	置する	
	備	設置する	こと。			備	設置する	こと。	
	等	こと。				等	こと。		
備考 夜間照明設備については、連続4時間以上の供給可能な非常電源装置を付けること。					備考 夜間照明設備については、連続4時間以上の供給可能な非常電源装置を付けること。				
第1図(第1条) 車いす使用者の自動車駐車場					第1図(第1条) 車いす使用者の自動車駐車場				



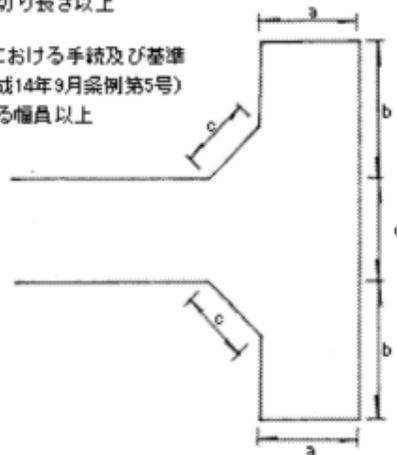
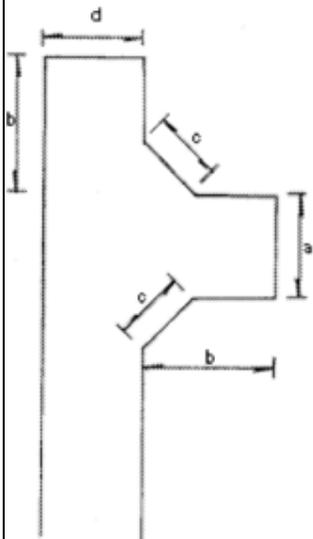
改正前

a=4.0メートル以上

b=6.0メートル以上12.0メートル以下

c=別表第1に定める隔切り長さ以上

d=鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)第46条第1号に定める幅員以上



改正後

第3図 (第2条) 道路の片側の隔切り

【削除】



第4図 (第2条) 舗装構成

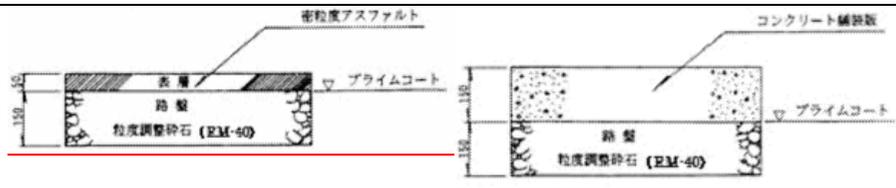
【削除】

車道部

(1)アスファルト舗装の場合

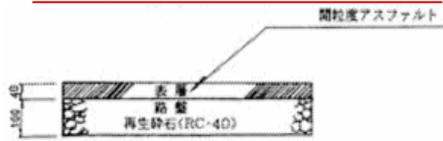
(2)コンクリート舗装の場合

改正前

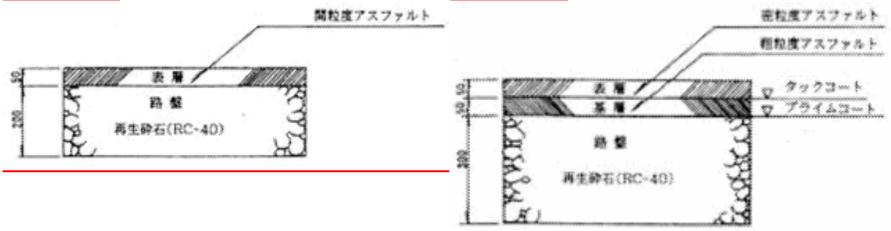


歩道部

(1)標準部における舗装の場合



(2)普通自動車出入口の切下げ部の場合 (3)大型自動車出入口の切下げ部の場合



備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第5図 (第2条) 道路における排水施設

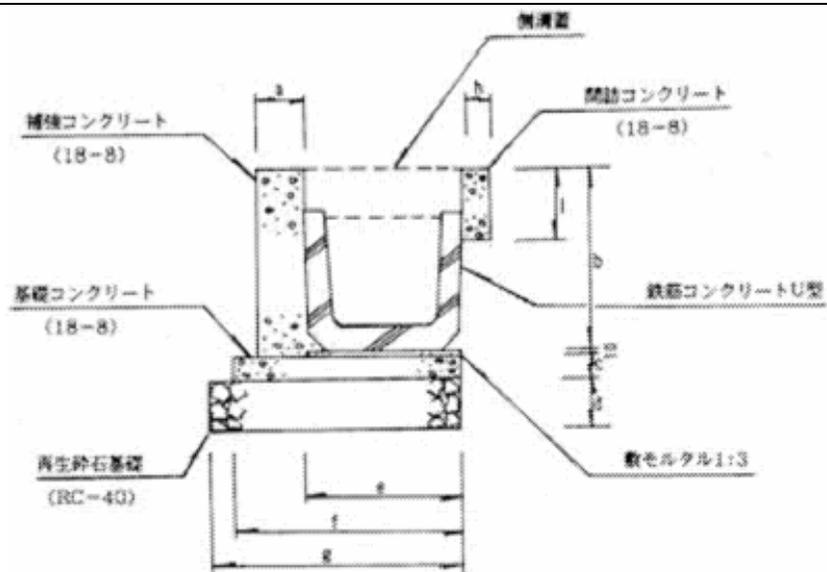
鉄筋コンクリートU型側

改正後

【削除】

改正前

改正後



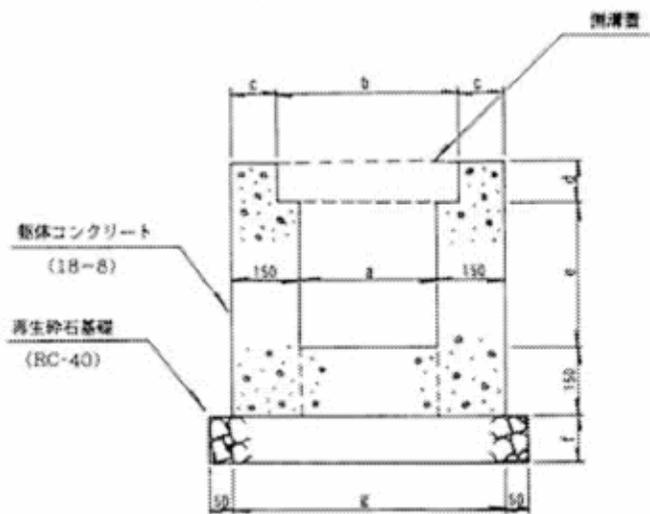
*側溝蓋については、現場打甲蓋、鉄筋コンクリート甲蓋(二種)、かさ上げグレーチングの組み合わせとする。

呼び名	a	b	c	d	e	f	g	h	i
U240	100	375	50	100	330	480	530	60	150
U300	150	445	50	100	400	600	650	60	150
U360	150	510	50	100	460	660	710	60	150
U450	150	630	100	150	560	760	810	60	150

現場打側溝

改正前

改正後

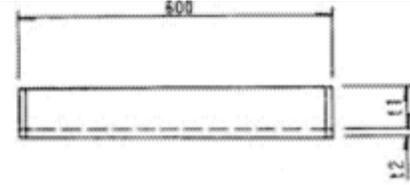
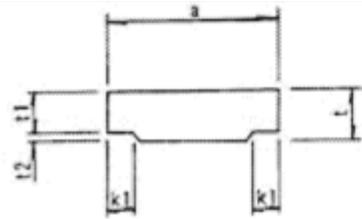


*側溝蓋については、現場打甲蓋、鉄筋コンクリート甲蓋(二種)、かさ上げグレーチングの組み合わせとする。

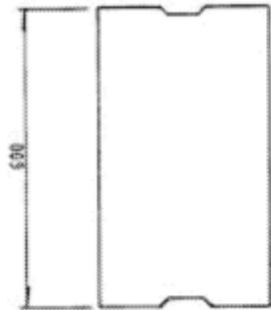
溝幅	a	b	c	d	e	f	g
240	240	330	105	85	240~600	100	540
300	300	400	100	85	300~600	100	600
360	360	460	100	85	360~600	150	660
450	450	560	95	100	450~600	150	750

鉄筋コンクリート甲蓋 (二種)

改正前



*製品は切断して設置しないこと。

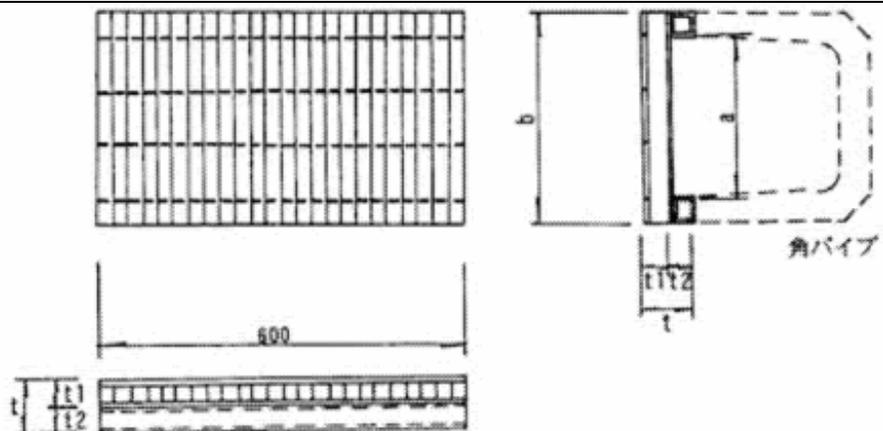


呼び名	a	t	t1	t2	k1
240	330	100	85	15	50
300	400	100	85	15	55
360	460	100	85	15	55
450	560	120	100	20	60

かさ上げグレーチング

改正後

改正前



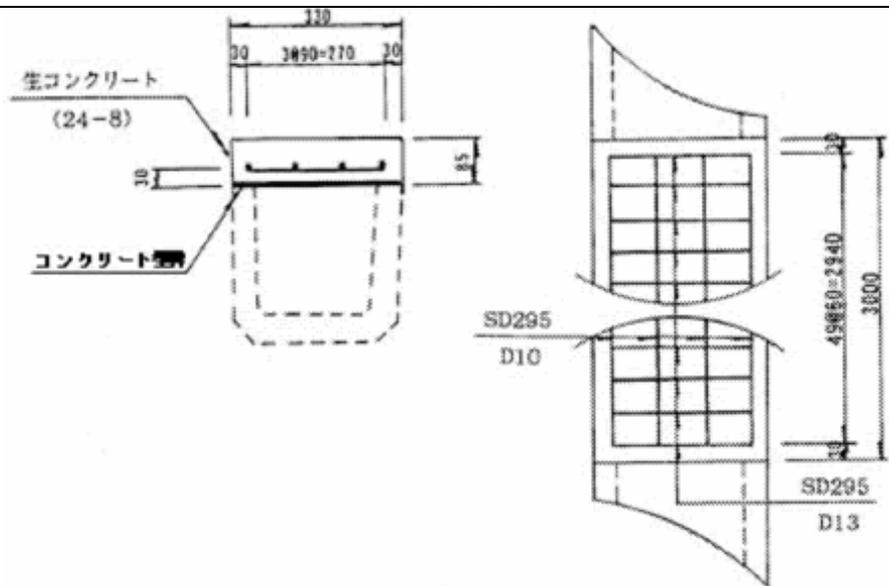
*グレーチングは細目タイプを標準とする。

呼び名	a	b	t	t1	t2	角パイプ
240	240	330	85	44	41	41×41
300	300	400	85	38	47	47×47

現場打甲蓋 (240用)

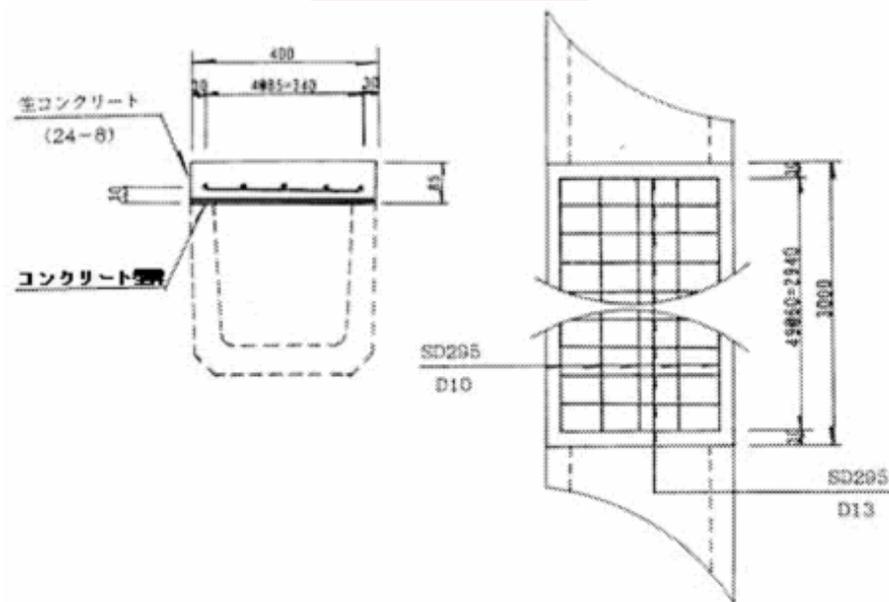
改正後

改正前



改正後

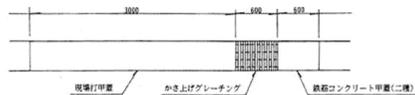
現場打甲蓋 (300用)



改正前

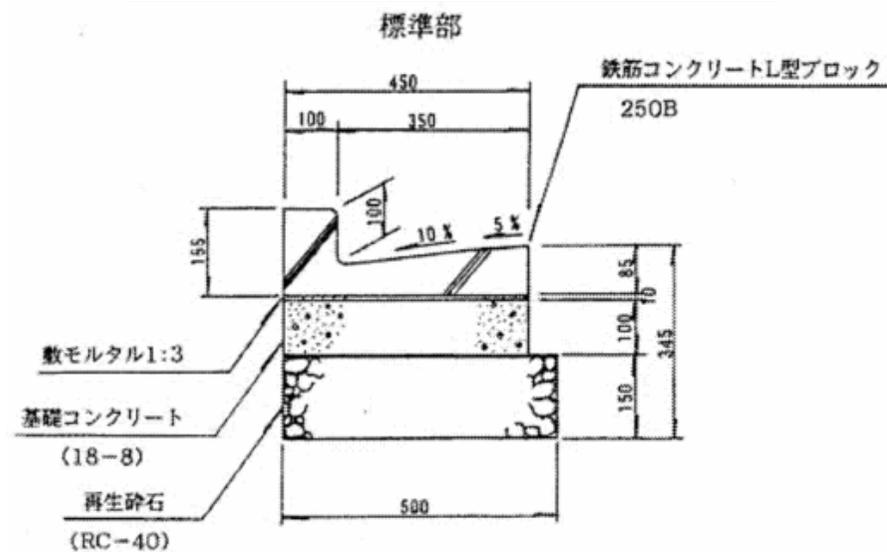
改正後

側溝標準割付け



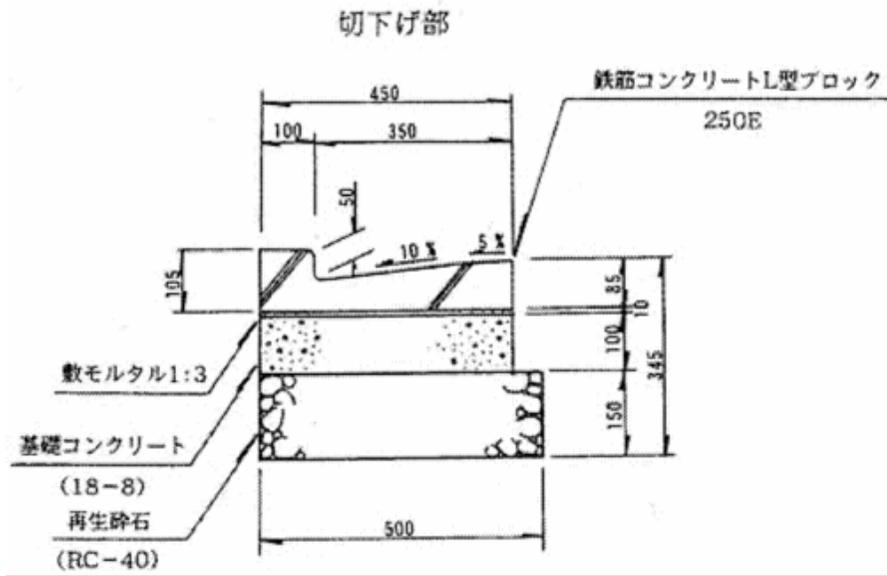
*原則として、グレーチング等二次製品の設計荷重については、道路幅員4.5メートルまではT=14を使用し、それ以上の道路幅員の場合はT=25を使用すること。

鉄筋コンクリートL型側溝 (L型ブロック250B)



改正前

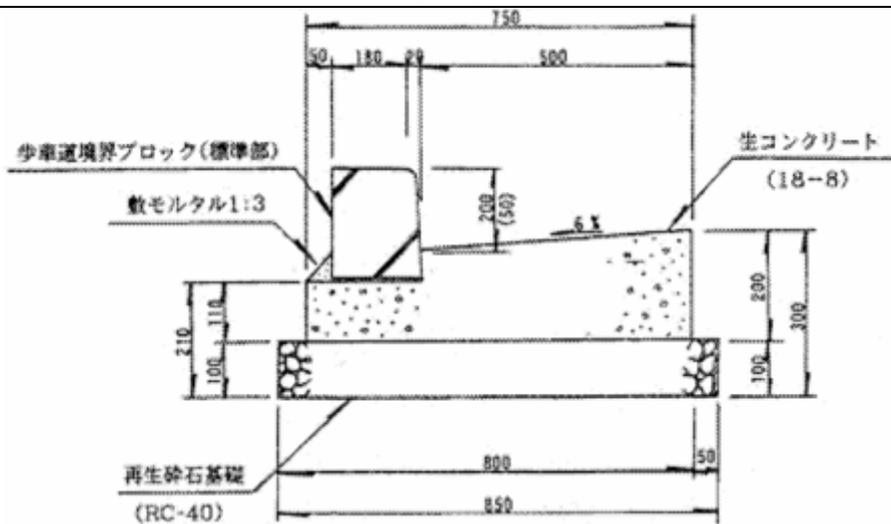
改正後



現場打L型側溝 (歩車道境界ブロック使用)

改正前

改正後



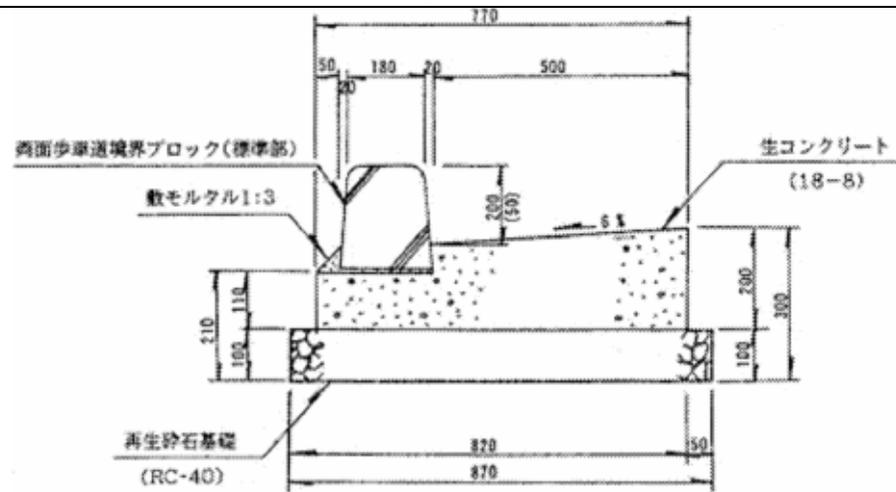
* (50)は、切下げ部の寸法を示す。

標準部	180/205×250×600	66kg/本
切下げ部	180/190×100×600	25kg/本

現場打L型側溝 (両面歩車道境界ブロック使用)

改正前

改正後



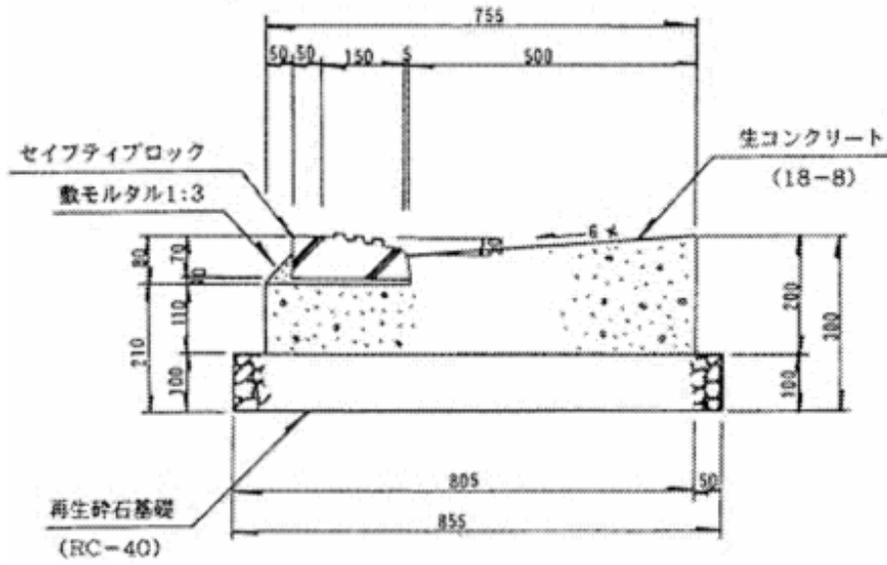
* (50)は、切下げ部の寸法を示す。

標準部	180/230×250×500	71kg/本
切下げ部	180/190×100×500	25kg/本

現場打L型側溝 (セフティブロック使用)

改正前

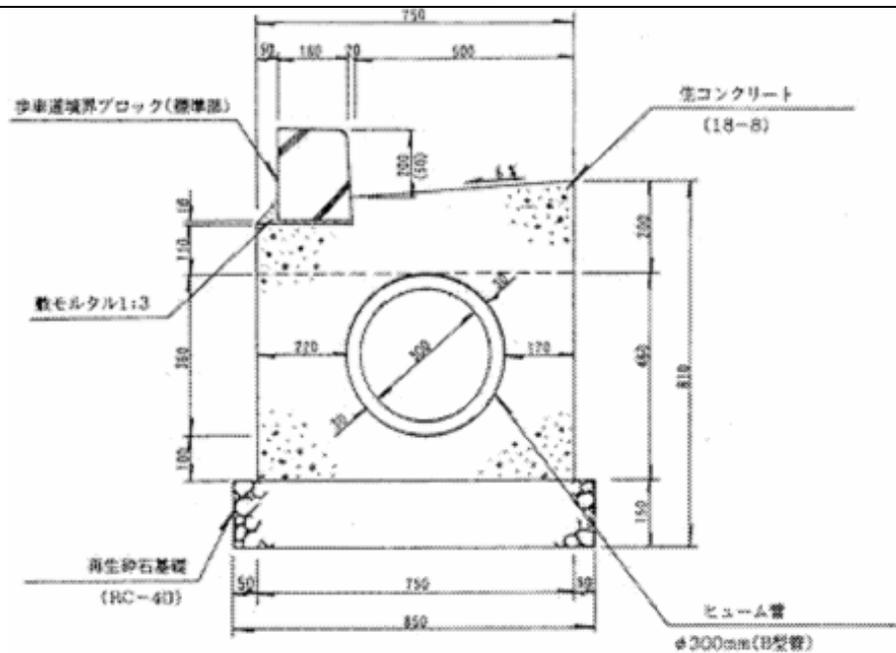
改正後



L型管きよ組合せ側溝

改正前

改正後

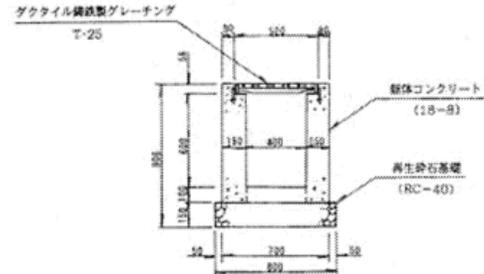
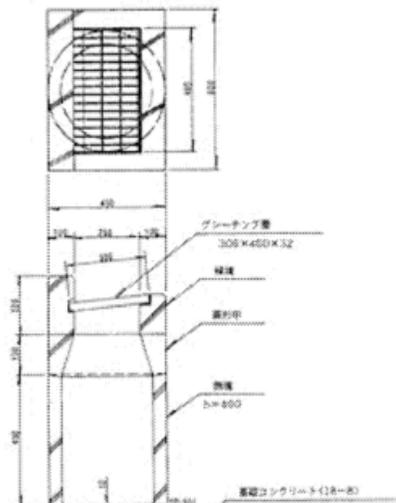


* (50)は、切下げ部の寸法を示す。

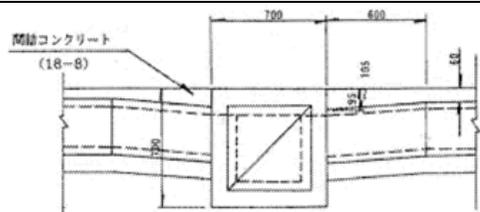
標準部	180/205 × 250 × 600	55kg/本
切下げ部	180/190 × 100 × 600	25kg/本

L型側溝用集水柵

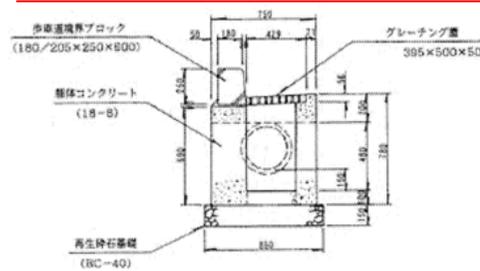
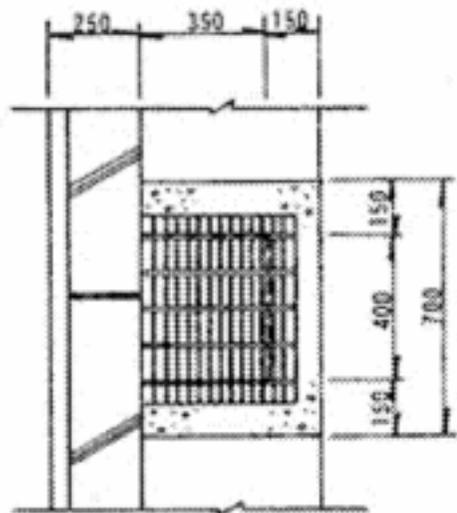
U型側溝用集水柵 (400 × 400 × 600)



改正前



L型及びL型管きょ組合せ側溝用集水柵
(400×350×600)



横断側溝

改正後

改正前

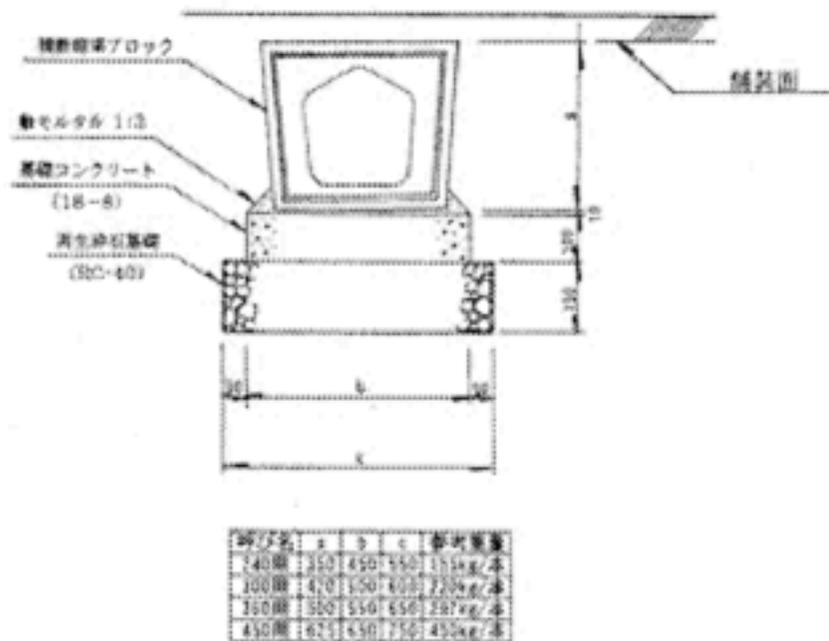
改正後



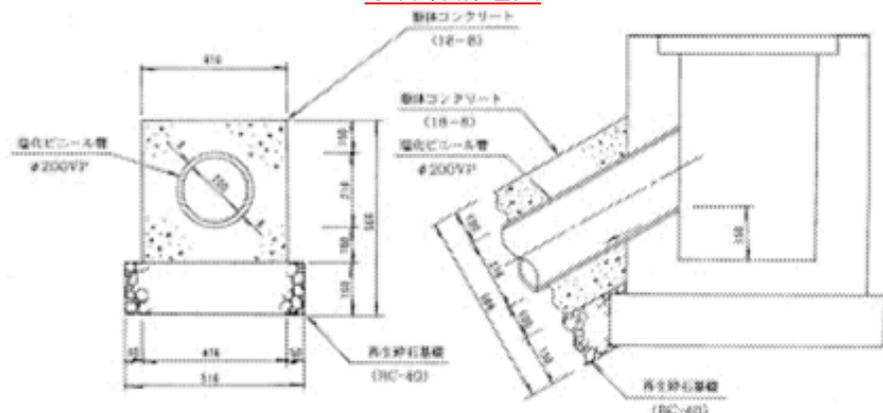
横断暗きよ

改正前

改正後



取付管構造図



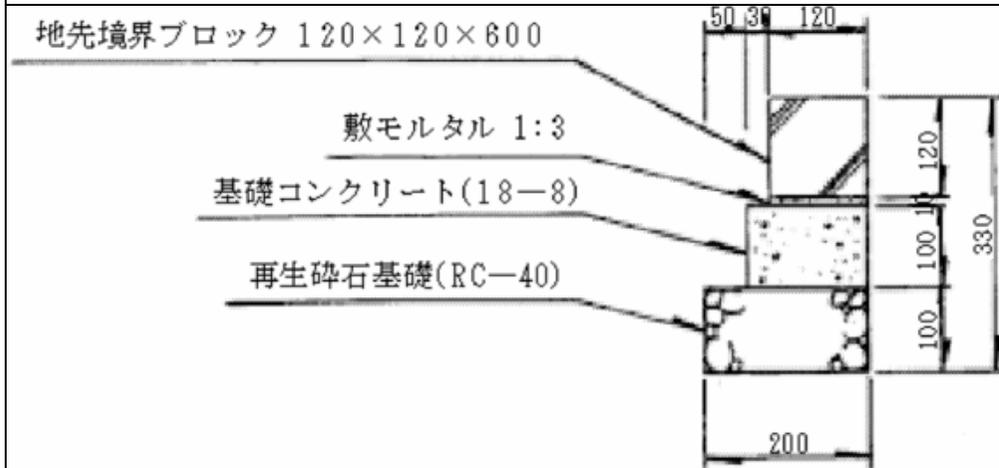
備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第6図 (第2条) 地先境界ブロック

【削除】

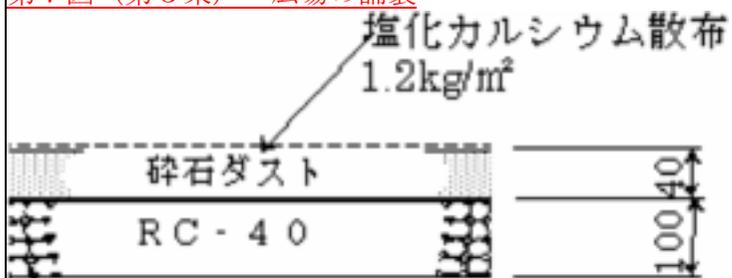
改正前

改正後



備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第7図 (第3条) 広場の舗装



備考

1 標準として1パーセントの勾配を設けること。

2 寸法の単位は、ミリメートルとする。

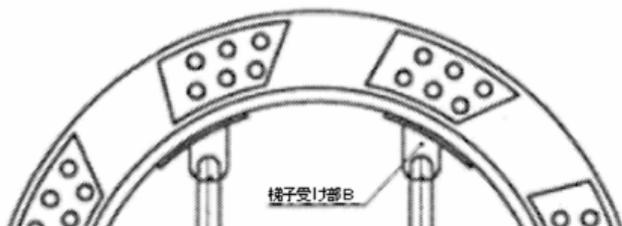
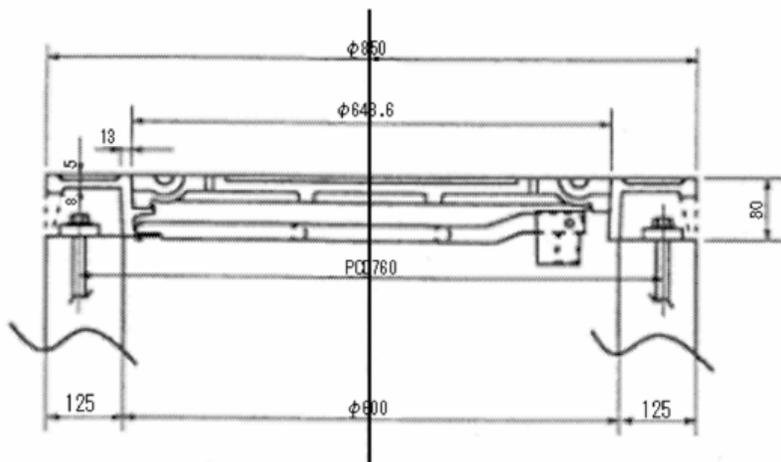
第8図 (第3条) 園名板

【削除】

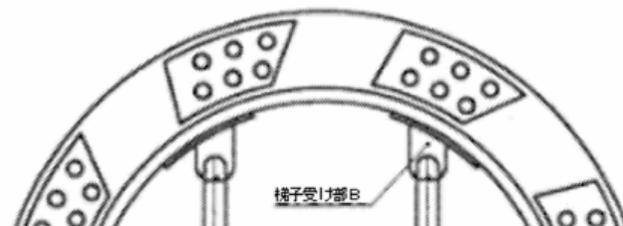
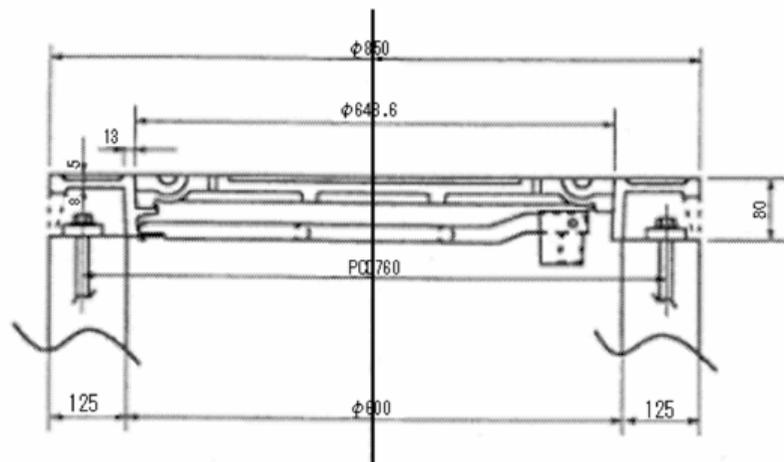
【削除】

改正前	改正後
	
<p><u>備考</u></p> <p>1 材料は、黒御影石製本磨きとすること。</p> <p>2 園名は、かい書体で刻字し、当該箇所に白ペンキを塗布すること。</p> <p>3 寸法の単位は、ミリメートルとする。</p>	
<p>第9図（第5条） 防火水槽の蓋</p>	<p>第2図（第3条） 防火水槽の蓋</p>

改正前



改正後



改正前

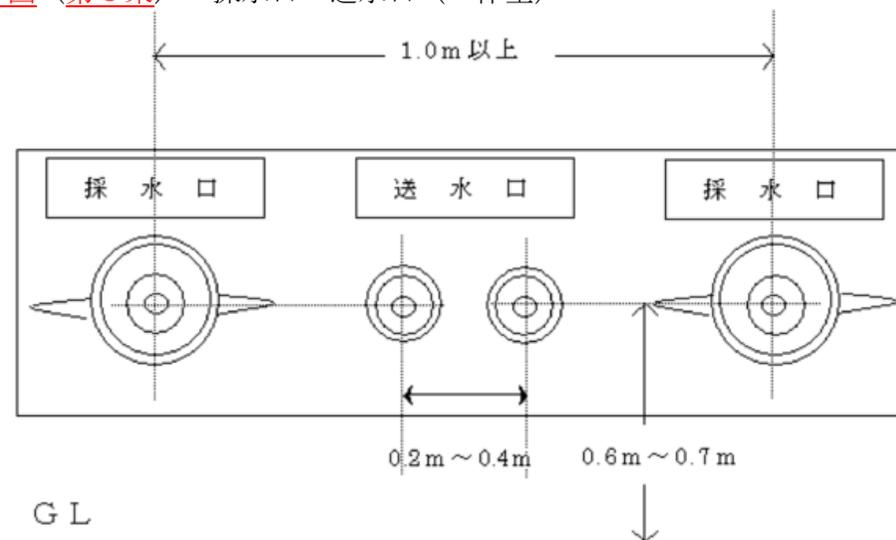
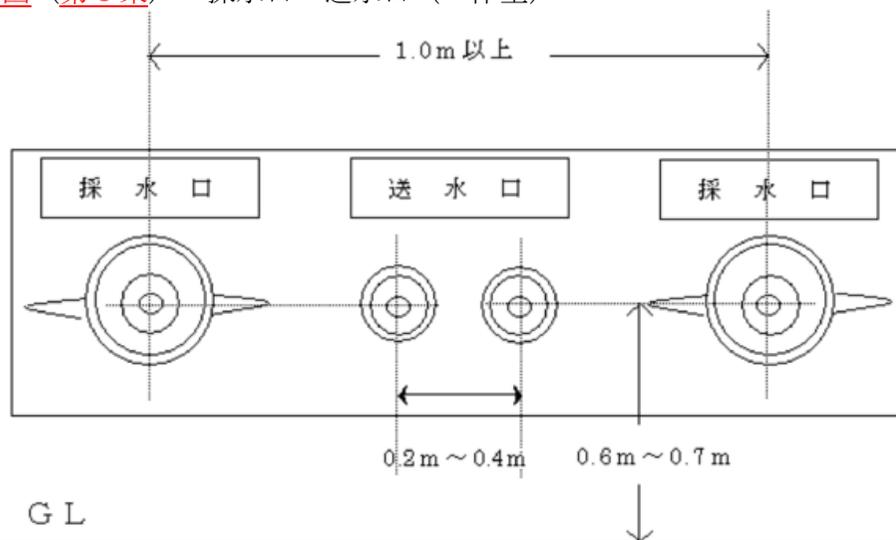
改正後

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第10図 (第5条) 採水口・送水口 (一体型)

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第3図 (第3条) 採水口・送水口 (一体型)

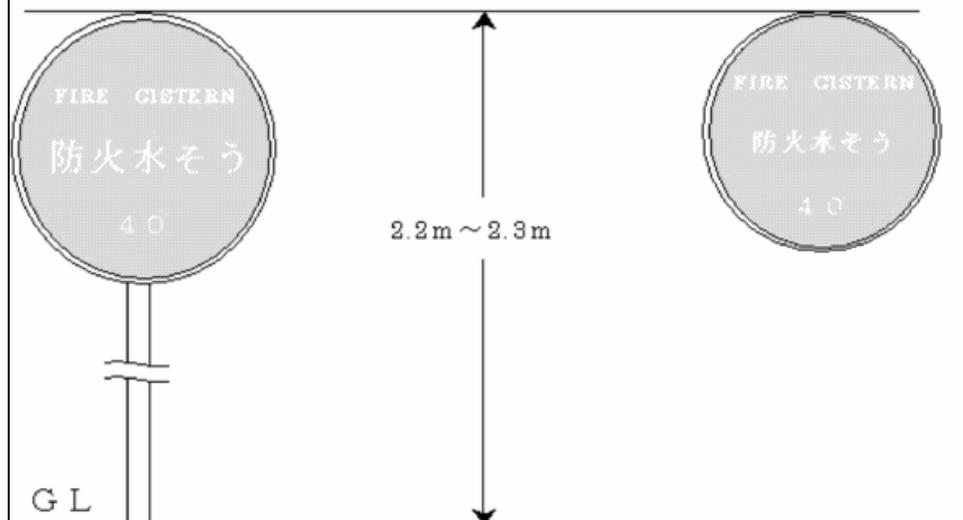


第11図 (第5条) 防火水槽の標識

(1) 市に帰属するもの

600型

400型 (壁付き用)

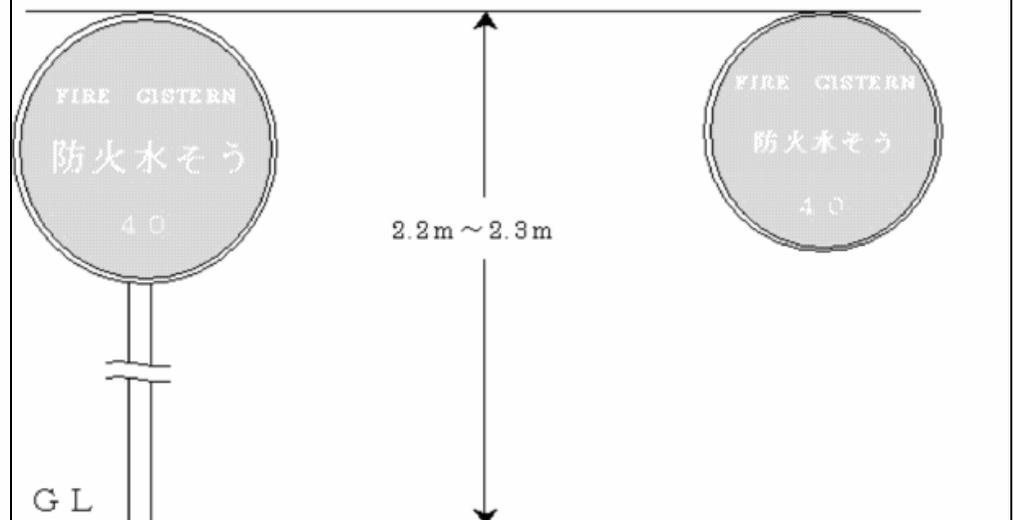


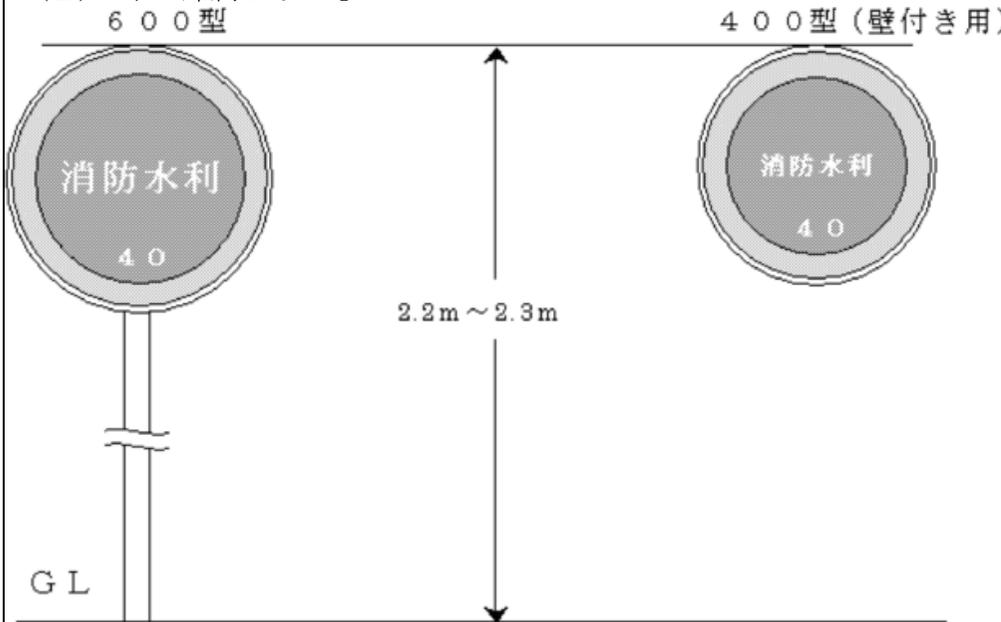
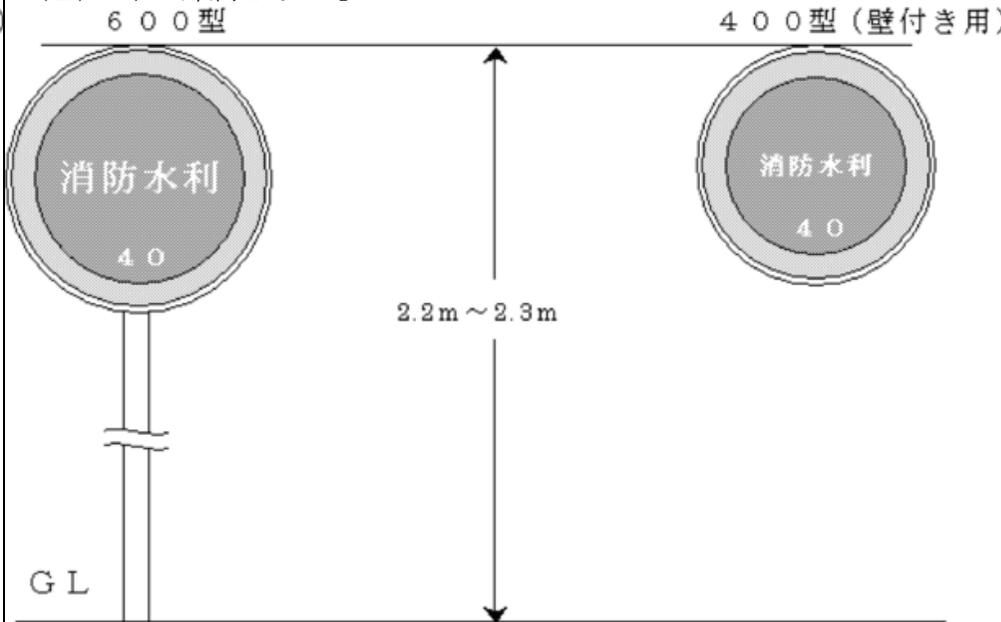
第4図 (第3条) 防火水槽の標識

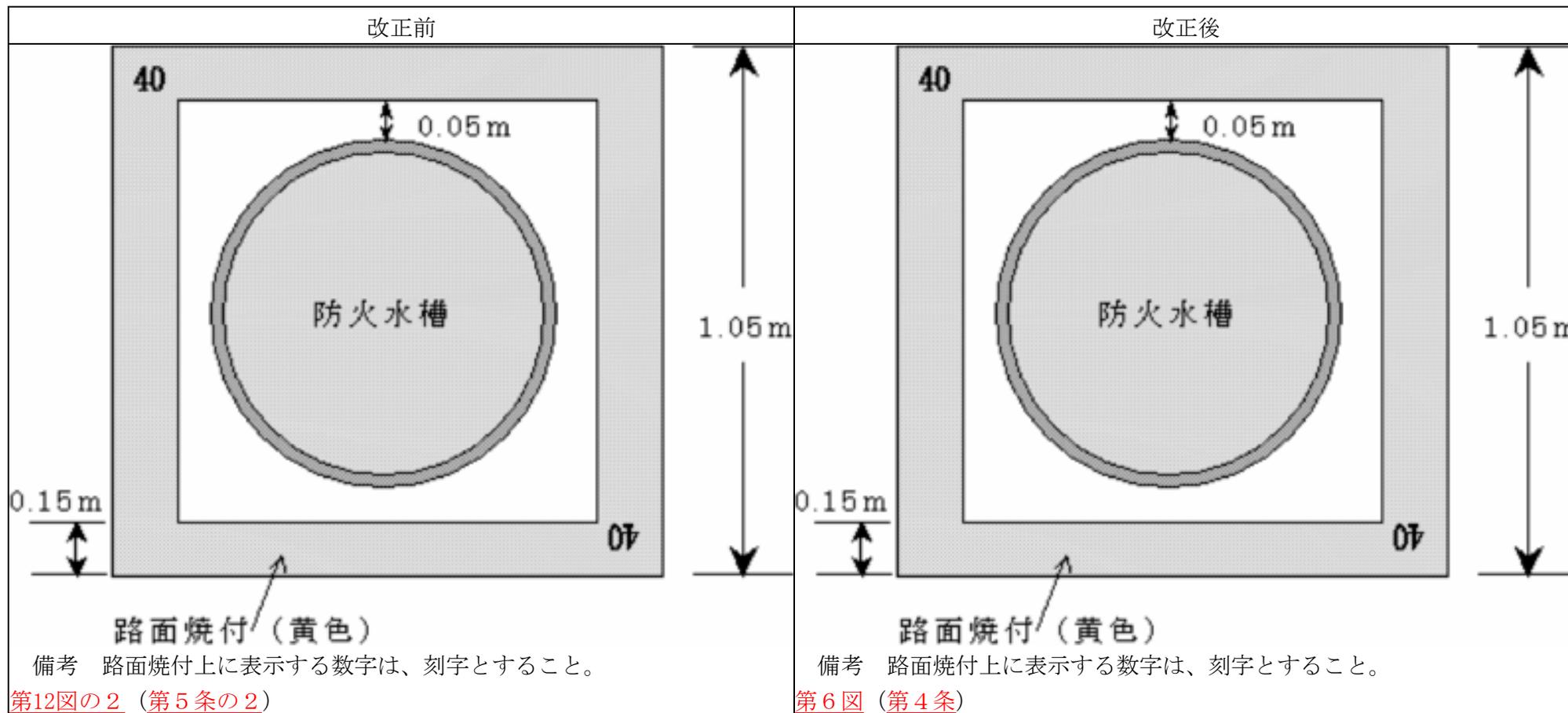
(1) 市に帰属するもの

600型

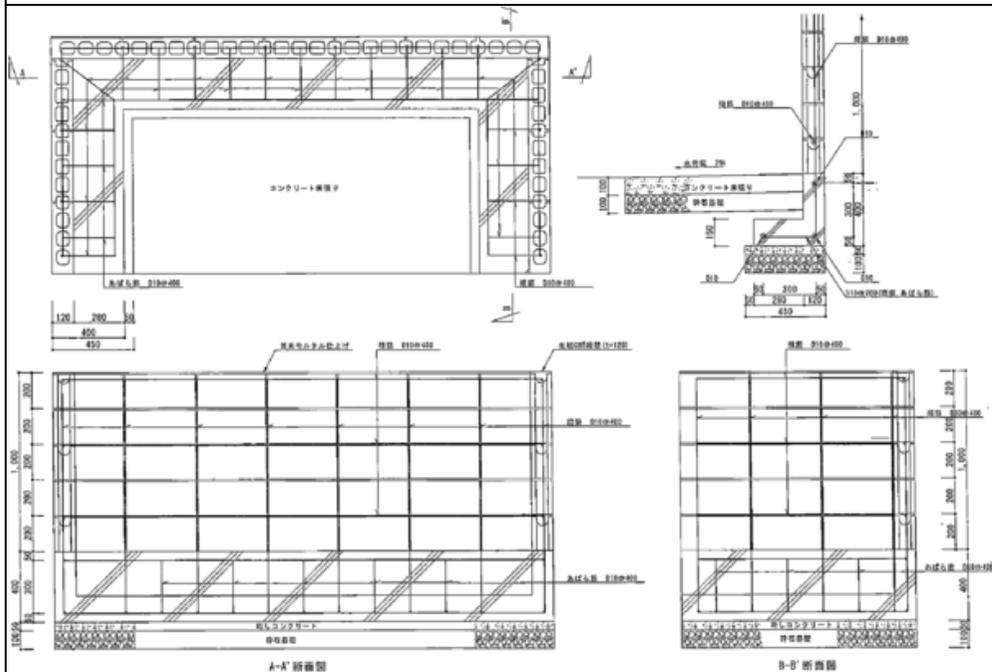
400型 (壁付き用)



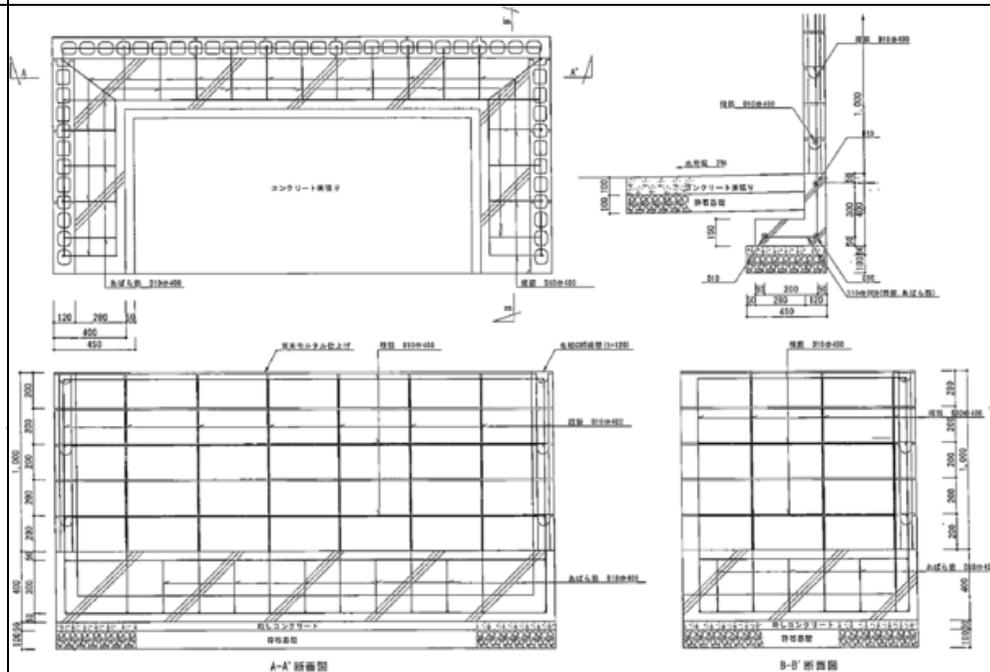
改正前	改正後
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性を有するものとする。 <p>(2) 市に帰属しないもの</p> 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性を有するものとする。 <p>(2) 市に帰属しないもの</p> 
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性のあるものとする。 <p>第12図 (第5条) 防火水槽の標示</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性のあるものとする。 <p>第5図 (第3条) 防火水槽の標示</p>



改正前



改正後

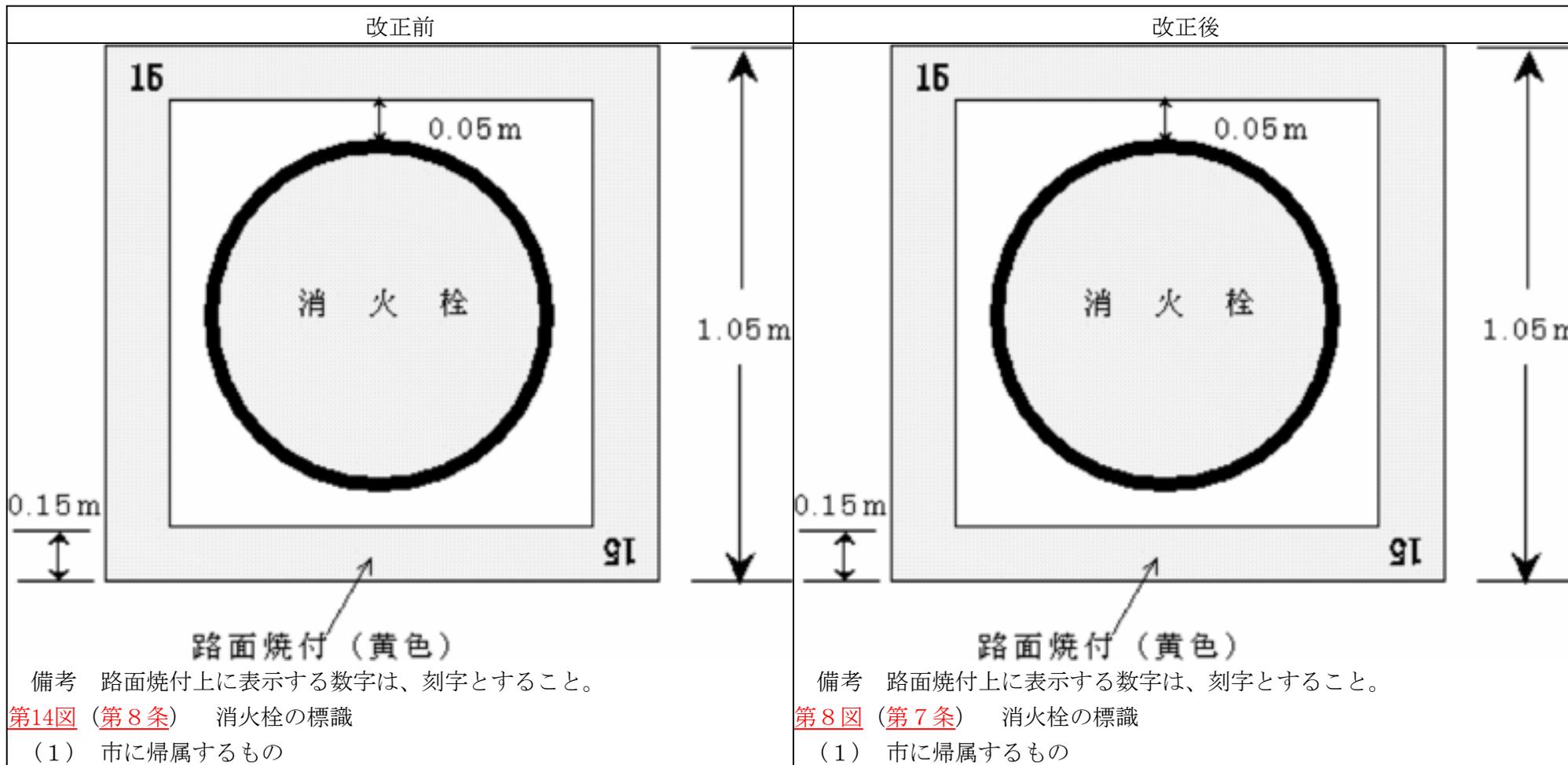


備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

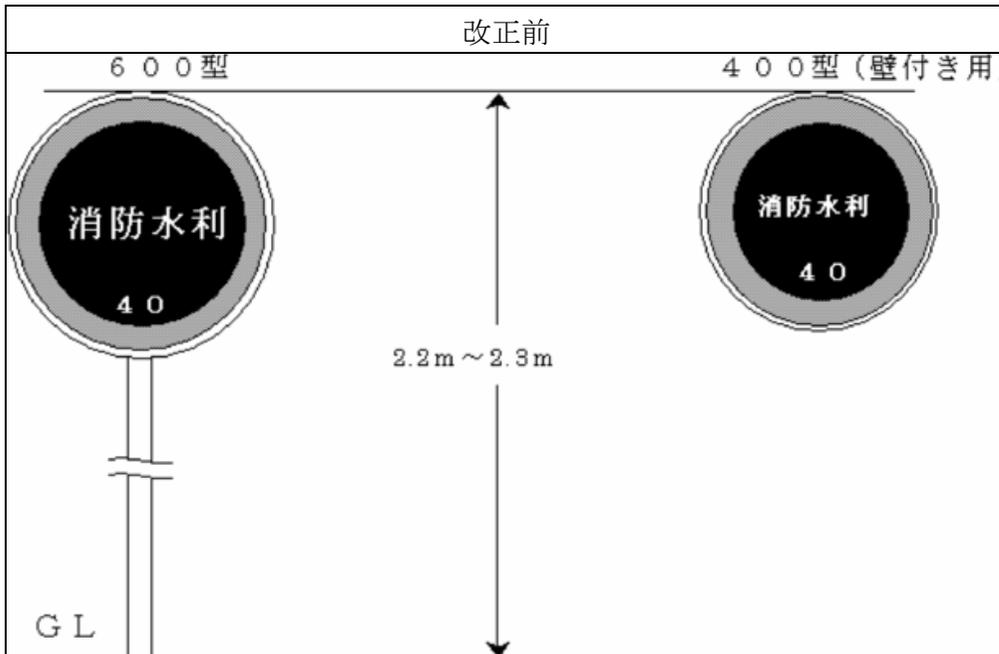
第13図 (第8条) 消火栓の標示

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第7図 (第7条) 消火栓の標示



改正前		改正後	
600型	400型(壁付き用)	600型	400型(壁付き用)
備考		備考	
1 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性を有するものとする。		1 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性を有するものとする。	
(2) 市に帰属しないもの		(2) 市に帰属しないもの	



備考

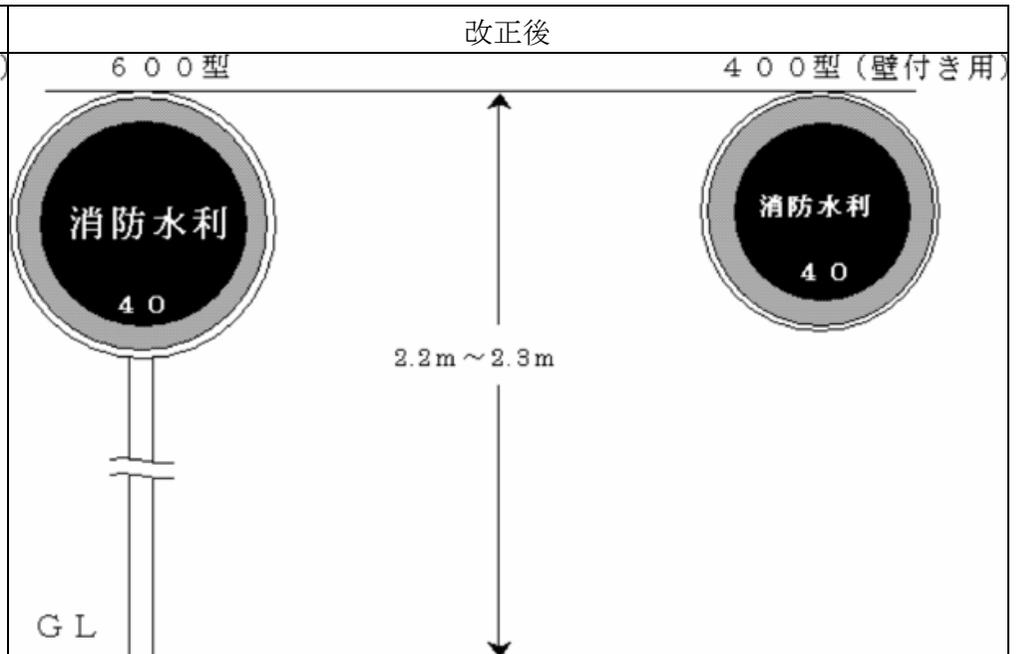
- 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。
- 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性のあるものとする。

第15図 (第8条) 放水口・ホース格納箱

(1) 放水口のみを格納する場合



(2) ホース及び放水口を格納する場合



備考

- 1 色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とする。
- 2 材質は、ステンレス等の耐蝕性のあるものとする。

第9図 (第7条) 放水口・ホース格納箱

(1) 放水口のみを格納する場合



(2) ホース及び放水口を格納する場合

改正前



(3) ホースのみを格納する場合

改正後



(3) ホースのみを格納する場合

改正前



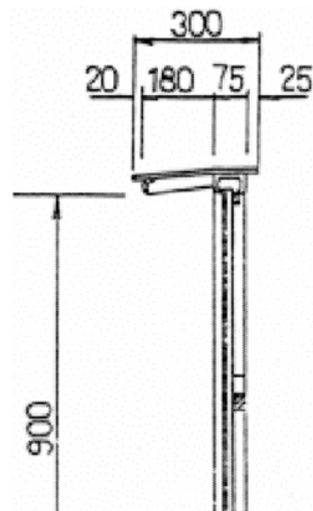
改正後



備考

- ◎の部分は、消防章を記載すること。
- 市へ帰属するものにあつては、「消防隊専用」を「鎌倉市消防本部」とすること。

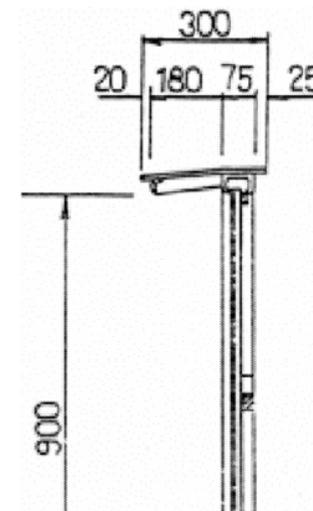
第16図 (第9条) 広報板
(表)



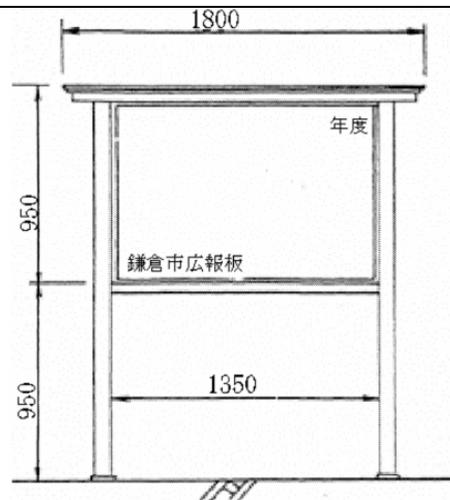
備考

- ◎の部分は、消防章を記載すること。
- 市へ帰属するものにあつては、「消防隊専用」を「鎌倉市消防本部」とすること。

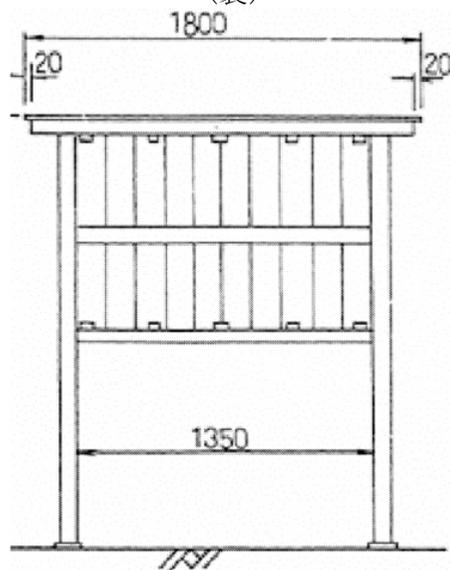
第10図 (第8条) 広報板
(表)



改正前



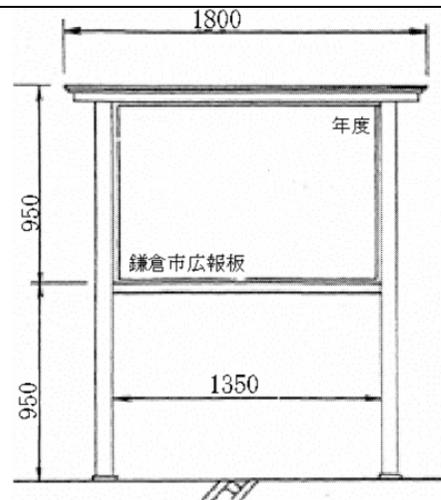
(裏)



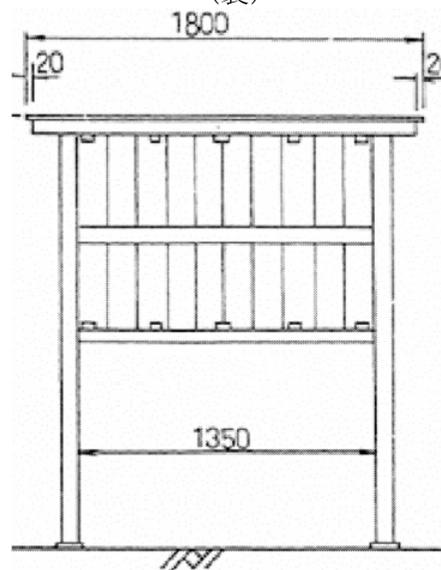
備考

- 1 広報板の構造は、木製とし、フレームの部分は、アルミ製とすること。

改正後



(裏)



備考

- 1 広報板の構造は、木製とし、フレームの部分は、アルミ製とすること。

改正前	改正後
2 寸法の単位は、ミリメートルとする。	2 寸法の単位は、ミリメートルとする。